

徳島市立図書館 指定管理者募集要項

徳島市教育委員会

令和元年 8 月

目 次

第1	指定管理者募集の趣旨	- 1 -
第2	施設等の概要	- 1 -
1	徳島市立図書館	- 1 -
2	図書館施設（移動図書館業務等を行う施設）	- 2 -
3	移動図書館車	- 3 -
4	配本車	- 3 -
5	図書館の実績等	- 3 -
第3	指定管理者が行う業務等	- 4 -
1	業務の範囲	- 4 -
2	管理の基準	- 4 -
3	指定期間	- 4 -
4	モニタリング等	- 4 -
第4	管理運営に要する経費等	- 5 -
1	指定管理者の収入として見込まれるもの	- 5 -
2	管理運営に要する経費	- 6 -
3	経理等	- 8 -
第5	申請の手続等	- 9 -
1	指定管理者選定スケジュール	- 9 -
2	申請資格等	- 9 -
3	募集要項等の公開・配布	- 11 -
4	現地説明会の開催	- 11 -
5	募集内容等に関する質問	- 12 -
6	申請書類の提出等	- 12 -
7	申請に当たっての留意事項	- 15 -
第6	指定候補者の選定等	- 16 -
1	選定方法	- 16 -
2	審査日程	- 16 -
3	審査基準	- 17 -

4	無効又は失格	- 17 -
5	指定候補者の選定	- 18 -
6	選定結果の通知及び公表	- 18 -
第7	指定管理者の指定及び協定締結	- 19 -
1	指定管理者の指定等	- 19 -
2	協定の締結	- 19 -
第8	指定管理者の変更等	- 21 -
1	引継業務	- 21 -
2	原状回復義務	- 21 -
3	指定管理者の指定の取消等	- 21 -
第9	問い合わせ先	- 22 -

【別紙】

- 1 現地説明会参加申込書
- 2 質問書
- 3 徳島市立図書館指定管理者 審査基準

【参考資料】

- 1 関係条例
- 2-1 施設図面（図書館）
- 2-2 施設図面（図書館施設）
- 3 徳島市立図書館の概要
- 4 目標と評価（過去2年間）

【別冊】

- ・ 徳島市立図書館指定管理者業務仕様書
- ・ 徳島市立図書館指定管理者様式集

徳島市立図書館 指定管理者募集要項

第1 指定管理者募集の趣旨

徳島市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書、記録その他必要な資料・情報を収集し、提供するとともに、それに関連する様々な事業を行い、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、徳島市立図書館条例（以下「条例」という。）に基づき設置された施設です。

徳島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、民間事業者の創意工夫を活かした管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的に達成するために、平成20年度から図書館に指定管理者制度を導入しました。

また、平成22年9月に策定した「徳島市立図書館移転拡充事業計画」に基づき、平成24年4月に図書館を駅前アミコビル内に移転し、図書館の施設規模及び機能の拡充、図書館サービスの拡大等を実施したところです。

教育委員会は、これらの施策を通じて、図書館に期待されている役割を果たし、多様な市民ニーズに応えることにより、図書館価値の向上を図ってきました。

このたび、教育委員会では、現指定管理者の指定期間が、令和2年3月31日をもって満了することを受けて、令和2年4月1日から5年間、これまでの成果を継承するとともに課題の克服を図り、図書館を発展させることが期待できる指定管理者を新たに募集いたします。

第2 施設等の概要

1 徳島市立図書館

- | | |
|-----------|--|
| (1) 所在地 | 徳島市元町1丁目24番地 アミコビル内 |
| (2) 設置目的 | 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため。 |
| (3) 開館年月日 | 平成24年4月1日 |
| (4) 建物の概要 | |
| ア 構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下2階付13階建
(うち図書館部門 6階、5階、1階、地下2階の一部) |

イ 延床面積 87,653.56㎡
(うち図書館部門 3,440.27㎡)

(5) 施設内容

ア 6階 (図書館 一般室：2,128.51㎡)
開架スペース、各種コーナー (インターネットコーナー、AVコーナー、社会
人席コーナーなど)、閉架書庫、ラウンジ、テラス、事務室、会議室等

イ 5階 (図書館 こども室：1,067.67㎡)
開架スペース、各種コーナー (インターネットコーナー、AVコーナーなど)
おはなしのへや、作業室、図書館ギャラリー等

ウ 1階 (25.05㎡)
インフォメーション、返却ポスト

エ 地下2階 (219.04㎡)
閉架書庫

※ 指定管理者が行う図書館の管理運営業務の対象範囲を示した施設の詳細について
は、「参考資料2-1 施設図面 (図書館)」を参照してください。

(6) 一般駐輪場

アミコラインパーク駐輪場 (アミコビル西隣) 収容台数 100 台

(7) 備考

6階、1階、地下2階及びアミコラインパークは、徳島市 (以下「市」という。)の
所有物件ではないため、市が土地所有者との間で賃借を行い賃料、共益費等賃借
に必要な経費を支払うものとし、市所有物件である5階と併せて、指定管理者に対
して、指定期間中、無償で貸与することとします。

2 図書館施設 (移動図書館業務等を行う施設)

(1) 所在地 徳島市徳島町城内2番地の1 徳島市中央公民館内

(2) 開館年月日 昭和56年5月1日開館

(3) 建物の概要

ア 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上7階建
(うち図書館部門 1階、2階、3階、4階の一部)

イ 延床面積 5,614㎡
(うち図書館部門 305㎡) ※ 駐車場部分除く。

(4) 施設内容

ア 4階 書庫 (埋蔵文化財関係図書及び市民双書・市史専用) (64㎡)

イ 3階 書庫 (64㎡)

ウ 2階 移動図書館・配本作業室 (177㎡)

エ 1階 移動図書館車庫

※ 指定管理者が行う図書館の管理運営業務の対象範囲を示した施設の詳細については、「参考資料 2-2 施設図面（図書館施設）」を参照してください。

(5) 備考

本施設は、中央公民館等との複合施設であり、移動図書館及び配本サービスに関する業務等のみを行う図書館施設です。

3 移動図書館車

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| (1) 車種 | いすゞ自動車 | ディーゼルトラック |
| (2) 総排気量 | 5, 200 | cc |
| (3) 積載冊数 | 約3, 500 | 冊 |
| (4) 書架 | 内外架式 | |
| (5) 大きさ | 全長 6 2 2 cm | 全幅 2 2 3 cm |
| (6) 車両総重量 | 6, 330 | kg |
| (7) 初度登録年月 | 平成19年 | 11月 |

4 配本車

- | | | |
|------------|--------------------------------------|----|
| (1) 車種 | 軽貨物自動車 | 2台 |
| (2) 初度登録年月 | 平成12年 | 6月 |
| | 平成24年 | 3月 |
| (3) 駐車場所 | 社会福祉センター駐車場（中央公民館南隣）
アミコラインパーク駐車場 | |

5 図書館の実績等 「参考資料 3 徳島市立図書館の概要」をご参照ください。

第3 指定管理者が行う業務等

1 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、条例第6条（「参考資料1 関係条例」）に規定するとおりです。

なお、業務の範囲や基準など詳細については、「徳島市立図書館 指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）をご参照ください。

○徳島市立図書館条例第6条に基づく業務

（指定管理者が行う業務）

- 1 図書館事業に関する業務
- 2 図書館資料貸出及び図書館施設等利用の承諾に関する業務
- 3 図書館及び図書館施設の維持管理に関する業務
- 4 その他教育委員会が必要と認める業務

2 管理の基準

管理の基準については、別添仕様書をご参照ください。

3 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

指定管理者の指定については、徳島市議会（以下「議会」という。）での議決により正式に確定することとなります。ただし、議会の議決を得られない場合は指定されません。

また、指定期間中であっても、管理を継続することが適当でないと思われるときは、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

4 モニタリング等

指定管理者により業務が適正に管理運営されているかどうかを確認するために、事業報告及びモニタリング等を実施します。

詳細については、別添仕様書をご参照ください。

第4 管理運営に要する経費等

1 指定管理者の収入として見込まれるもの

(1) 指定管理料

市は、図書館の管理運営を行うために必要な経費として、指定管理者に対して、指定管理料を支払うこととし、指定管理者は、主に指定管理料により、図書館の管理運営を行います。

ア 指定管理料の提案

教育委員会は、指定管理料について、これまでの実績等を基に、一定の基準額を次のとおり設定しています。

指定管理料基準額（年額）： 270,845,000円（税込）

指定管理者の指定を申請する団体（以下「申請団体」という。）は、経費の節減等について民間事業者のノウハウを活かして、この基準額を目安に指定管理料の提案をしてください。また、指定管理料の基準額を上回る提案をした場合は失格となりますので、ご注意ください。

イ 指定管理料の決定

指定管理料は、指定管理者の指定後に、指定管理者が申請の際に提案した収支計画書に記載された指定管理料の額を基本として、教育委員会と指定管理者が協議を行い、最終的に、双方の間で締結する協定書により決定します。

そのため、指定管理料基準額とは異なりますので、ご注意ください。

ウ 指定管理料の用途等

指定管理料は、指定管理者が行う図書館の管理運営業務（以下「本業務」という。）の対価として支払われますので、原則として、本業務にのみ用いることができます。

エ 指定管理料の支払い

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、四半期に分割して支払います。支払時期や方法等の詳細は、年度ごとに締結する年度協定により定めます。

オ 指定管理料の精算

本業務に要した管理運営経費に対して、指定管理料が不足しても、特別な事由がない限りは、指定管理料を追加して支払うことはありません。

また、本業務を適正に遂行した上で、指定管理者の経営努力によって生じた剰余金については、原則として、図書館資料購入費を除き精算による返還を求めません（図書館資料購入費の精算については、本要項「第4-2-(3)ア 図書館資料購入費について」を参照）。

ただし、本業務の実施状況や事業計画等から判断して、あまりに過大な剰余金

が発生した場合は、双方でその取扱（返還措置も含む）について協議を行い、指定管理者は適切に対応しなければなりません（例えば、人件費がこの措置に該当します。人件費の留意事項については、本要項「第4-2-(3)-イ 人件費について」を参照してください。）。

なお、その詳細については、協定書において定める予定です。

(2) 利用料金

図書館では、利用料金制を導入していませんので、利用料金収入はありません。

(3) その他の収入

ア 入館料等

図書館法第17条により入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価も徴収してはならないと規定されているため、図書館施設（閲覧室やインターネットコーナー等）の利用に対して、料金を設定し徴収することは認められません。

イ 複写料金

複写サービスに係る料金については、図書館法第17条に抵触しない性質のものと考え、受益者負担としての実費負担相当額を徴収し、指定管理者が収受することができます。

ウ 参加費等

本業務の実施に当たり、参加者個人に直接要する経費（材料費・保険料等）等について、やむを得ず利用者から徴収する必要がある場合は、事前に教育委員会と協議の上、実費負担相当分を利用者に求めることができます。

この場合、図書館法第17条の規定や公の施設であることを十分に考慮して検討するとともに、利用者の理解が得られる範囲内の金額とし、明確な算定根拠や利用者に負担を求める理由について、十分な説明を果たせるものとしなければなりません。

2 管理運営に要する経費

(1) 教育委員会が負担する経費

図書館の管理運営に必要な経費のうち、次の経費は、教育委員会が負担します。

- ア 図書館賃借料・共益費等
- イ 駐輪場・駐車場賃借料
- ウ 壁面サイン・看板等使用料
- エ 地代・書庫用地使用料
- オ 図書館システム等のリース料及び保守委託費
- カ B D S ゲート、自動貸出機のリース料及び保守委託費
- キ 備品購入費・修繕費の一部（両者が負担する範囲は別添仕様書参照）
- ク 徳島市立図書館協議会委員報酬

ケ その他別に断り書きのあるもの

※ 別添仕様書「徳島市立図書館管理区域（占有）部分に関する経費・管理責任等
分担区分表①（別紙２）」及び「同表②（別紙３）」を併せて、ご確認ください。

※ オ、カの対象機器等の範囲は、別添仕様書をご確認ください。

※ 上記の経費は、指定管理者の申請時の事業計画書（収支計画書）に含めないよ
うにしてください。

(2) 指定管理者が負担する経費

本業務を遂行するために必要な経費とし、原則、前項で示した「教育委員会が負
担する経費」以外の経費は、全て指定管理者の負担となります。主な経費は次のと
おりです。

ア 人件費

イ 管理費（光熱水費、消耗品費、修繕費、委託費、賃借料、負担金など）

ウ 事業費

エ 図書館資料購入費

オ その他本業務に必要な経費

(3) 指定管理者が負担する経費の特記事項

ア 図書館資料購入費について

図書館資料購入費は、図書館サービスの水準に直結する重要な経費であるため、
教育委員会では、その水準を定めています（水準等の詳細については、別添仕様
書「第３－２－(5)－ア 選書等」を参照してください。）。

指定管理者は、毎年度、教育委員会が定めた水準以上となるよう図書館資料を
購入しなければなりません。

また、図書館資料購入費は、各年度ごとに精算します。図書館資料購入費の執
行額が、仕様書に規定している額を下回った場合は、その差額の全額を市に返還
することとしますが、仕様書に規定している額を超えて購入した場合は、その不
足額は全額指定管理者の負担となります。

イ 人件費について

教育委員会は、図書館の安定的な管理運営及びその水準を高めることを目的と
して、指定管理者の人件費に対する考え方や雇用する職員への対応を重視してい
ます。

そのため、指定管理者の選定に当たっては、その審査基準として、職員の良好
な待遇の確保に係る項目について配点の比重を高く設定し、これらを重視して審
査することとしています。

また、指定管理者に指定後は、別添仕様書「第２－４－(5) 人材確保」に定め
るとおり措置を講じることとしており、指定管理者は、特別な理由がない限り、
この措置に従っていただきますので、予めご承知おきください。

3 経理等

指定管理者は、次の事項を遵守して、図書館の経理を適正に行ってください。

- (1) 経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分して行うこと。
- (2) 指定管理業務に係る会計とその他業務（法人等の固有業務）に係る会計を区分し、指定管理業務に係る経費と収入は、専用の口座で管理すること。
- (3) 経理に際しての仔細な定めは設けていないが、支出については、少なくとも本要項「第4-2-(2) 指定管理者が負担する経費」で示すア～エについて区別できるように行うこと。
- (4) 指定管理事業（業務）と自主事業は、明確に区分して会計処理を行うこと。
- (5) 指定管理者は、経理規程を策定の上、必要な帳簿及び会計証拠書類を作成し、適正に会計を処理すること。
- (6) 指定期間満了後、帳簿については10年間、会計証拠書類については少なくとも5年間保管することとし、市及び教育委員会（以下「市等」という。）が閲覧を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

第5 申請の手続等

1 指定管理者選定スケジュール

指定管理者の選定スケジュールは、以下を予定しています。

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| (1) 募集要項等の公開・配布 | 令和元年8月1日(木)～9月17日(火) |
| (2) 現地説明会の受付 | 令和元年8月1日(木)～8月19日(月) |
| (3) 現地説明会 | 令和元年8月20日(火) |
| (4) 質問の受付 | 令和元年8月20日(火)～8月30日(金) |
| (5) 質問への回答(ホームページ) | 随時 |
| (6) 申請受付 | 令和元年9月2日(月)～9月17日(火) |
| (7) 審査選定 | 令和元年10月上旬～下旬 |
| (8) 選定結果の通知及び公表
(ホームページ) | 令和元年11月1日(金) |
| (9) 議会での指定議案の議決 | 令和元12月下旬 |
| (10) 指定管理者の指定 | |
| ア 指定の通知 | 令和元年12月下旬(※議会議決後) |
| イ 指定の告示 | 令和元年12月27日(金) |
| ウ 指定の公表(ホームページ) | 令和元年12月27日(金) |
| (11) 基本協定の締結等 | 令和2年1月～ |

※ 指定管理者の指定は、議会の議決を要しますので、議会承認が得られて正式決定となります。ただし、議会の議決を得られない場合は、指定されません。

2 申請資格等

(1) 申請資格

申請団体は、次の全ての要件を満たさなければなりません。

- ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)とし、個人での申請はできません。
ただし、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問いません。
- イ 指定期間中、図書館を安全かつ安定的に管理運営できる資格、財政能力等を有する者。
- ウ 図書館運営に意欲と熱意を持ち、募集要項及び仕様書(以下「募集要項等」という。)に定める業務を确实かつ円滑に遂行できる能力を有する者。
- エ 緊急時に、迅速な対応が確実に果たせる者。

(2) 欠格事項

法人等又はその代表者が、次の欠格事項のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者。

- イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者及び徳島市又は徳島県が行う競争入札等に係る指名停止措置を受けている者。
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを2年以内に受けたことがある者。
 - オ 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第3条第2項の規定に抵触する者。
 - カ 国税、地方税又は延滞金を滞納している者。
 - キ 会社更生法、民事再生法又は破産法等の規定に基づく更正手続き、再生手続き又は破産手続きをしている者。
 - ク 労働基準法等労働者使用関連法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分を受けてから5年を経過しない者。
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者、暴力団又はその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある者。
 - コ 代表者又は役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等。
 - (ア) 破産者で復権を得ない者。
 - (イ) 刑法の規定に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで控訴を提起された日から2年を経過しない者。
 - (ウ) 暴力団の構成員等。
 - (エ) 選定委員会委員。
 - サ その他、法令等に違反していないこと。
- ※ 暴力団等の関与については、提出された申請書類に基づき、警察との連携による必要な調査を行いますので、予めご了承ください。

(3) 複数の法人等の共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同体（以下「グループ」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

- ア グループの適切な名称を設定し、代表となる団体（以下「代表団体」という。）を選定してください。また、構成団体間の施設の管理運営における役割分担と責任の所在を明確にする書類を提出してください。なお、応募に関する事務はすべて当該グループの代表団体を通じて行うこととし、教育委員会が当該代表団体に対して行った行為は、当該グループすべての構成員に対して行ったものとみなします。

イ 申請書提出後に、代表団体、構成員の全部又は一部を変更することは、原則として認めません。ただし、特別な事情により、教育委員会がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありません（その際は、変更に係る必要書類の提出が必要になります）。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請団体（グループ）の構成員となることはできません。また、同時に複数のグループの構成員となることはできません。

エ グループが「(1) 申請資格」の要件を満たすとともに、代表団体及び構成員が、「(2) 欠格事項」のいずれにも該当しないことが申請の条件となり、条件を満たしていない場合は失格となります。

オ 本要項「第5-6-(2)-イ 申請団体に関する書類」は、全ての構成員について提出してください。また、グループで新たに法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、当該法人の登記現在事項証明書又はそれに代わる書類を提出してください。

3 募集要項等の公開・配布

- (1) **配布期間** 令和元年8月1日（木）から9月17日（火）まで
ただし、土・日・祝日は除きます。
- (2) **配布時間** 午前8時30分から午後5時まで
- (3) **配布場所** 徳島市役所11階 徳島市教育委員会社会教育課
- (4) **その他** 郵送による配布は行いませんが、徳島市ホームページからダウンロードすることはできます。

また、募集要項等の内容が変更された場合、その内容を市ホームページに掲載しますが、個別の通知は行いませんので、ご注意ください。

(URL:http://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/machi_keikaku/shitei_kanri/sentei/koubo2019/tosho_boshu.html)

4 現地説明会の開催

- (1) **開催日時** 令和元年8月20日（火）午後2時から
- (2) **集合場所** 徳島市立図書館6階会議室
(徳島市元町1丁目24番地 アミコビル内)
- (3) **参加資格等**
本要項「第5-2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者となります。人数は、1法人等又は1グループにつき、2人までとします。
- (4) **参加申込**

「現地説明会参加申込書」（別紙1）により、必要事項を記入の上、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、徳島市教育委員会社会教育課までお送りください。

い（電話での申込はできません。）。

また、未着を防止するため、事後の着信確認をしていただくようお願いします。

【申込受付期間】令和元年8月1日（木）から8月19日（月）まで（必着）

(5) 内容

現地において、施設見学及び概要説明等を行うとともに、「主な備品の一覧表」など一部補足資料を配布する予定です。現地では質問を受け付けず、質問については、次項「第5-5 募集内容等に関する質問」の方法により受け付けることとします。

(6) その他

- ・ 指定管理者の指定を申請しようとしている法人等は、申請に係る注意点等について詳細を説明する必要があるため、現地説明会にできる限り参加してください。
- ・ 募集要項等の資料の配布はしませんので、事前に配布（ダウンロード）した資料を各自でご持参ください。
- ・ 当日の施設見学は、バックヤードを中心に行う予定です。そのため、通常一般公開している施設等の見学は、適宜行ってください。ただし、その際は、利用者の迷惑となる行為や、写真撮影等は行わないようにしてください。
- ・ 当日は、現地集合・解散となります。
- ・ 図書館に専用の駐車場はありませんので、ご注意ください。

5 募集内容等に関する質問

(1) 受付期間

令和元年8月20日（火）から8月30日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

「質問書」（別紙2）により、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで、徳島市教育委員会社会教育課までお送りください。また、未着を防止するため、事後の着信確認をしていただくようお願いします。

なお、質問者は、本要項「第5-2 申請資格等」を満たす法人等又はグループに所属する者とし、受付期間以外の質問又は正規の手続によらない質問（電話等）は受け付けいたしませんのでご注意ください。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、随時、市ホームページ上で回答する予定です。なお、意見の表明と解されるもの、現地説明会で説明済みのもの、質問内容が不明瞭なものについては、回答しない場合があります。

6 申請書類の提出等

(1) 申請書類の受付

- ア 受付期間 令和元年9月2日(月)から9月17日(火)まで
ただし、土・日・祝日は除きます。
- イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- ウ 受付場所 徳島市役所11階 徳島市教育委員会社会教育課
- エ 受付方法 申請書類一式を持参により提出してください。郵送等持参以外の場合は、受け付けいたしませんので、ご注意ください。

(2) 申請書類

申請団体は指定手続条例第3条の規定に基づき、次に掲げる申請書類一式を提出してください。証明書については、申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

また、作成に当たっては、別添徳島市立図書館指定管理者様式集「申請書類の作成要領」をご参照ください。

ア 申請書関係

- (ア) 指定管理者指定申請書----- (様式1)
- (イ) 委任状(申請団体が本社等から委任された場合)----- (様式2)
- (ウ) 誓約書----- (様式3)
- ※ グループによる応募の場合は、併せて次の書類を提出してください。
- (エ) グループ構成団体届----- (様式4)
- (オ) グループ協定書----- (様式5)
- (カ) 委任状(グループ用)----- (様式6)

イ 申請団体に関する書類

- (ア) 法人等概要書----- (様式7)
- (イ) 法人等役員一覧----- (様式8)
- (ウ) 法人等の主要業務実績一覧----- (様式9)
- (エ) 定款、寄附行為、規約その他これらに代わる書類
- (オ) 法人の登記現在事項証明書及び印鑑証明書又はこれらに類するもの
- (カ) 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近事業年度3年分の収支計算書及び事業報告書又はこれらに類するもの(様式任意)
- (キ) 過去3年分の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの(様式任意)
- (ク) 直近事業年度3年分の国税及び地方税の納税証明書
- ※ 非課税又は納税を免除された法人等にあつては、非課税又は納税を免除されたことについての、証明書又は申立書(様式任意)を提出してください。
- ※ (カ)(キ)(ク)について、設立から3年を経過していない法人等の場合は、設立時からの書類を提出してください。
- (ケ) その他団体の概要がわかるもの(設立趣旨書、事業内容のパンフレット等)

ウ 提案書類

(ア) 事業計画書----- (様式10-1～10-11)

(イ) 収支計画書----- (様式11)

※ 提案書類については、併せて電子データを記録したCD-Rを提出してください。ファイル形式は、WORD、EXCEL又はPDFとします。

(3) 事業提案について

申請団体は、募集要項等に示している水準を満たすことを前提に、柔軟に事業計画を作成し、自身のノウハウや創意工夫を活かした事業提案を行うことができます。

教育委員会は、提案書類において、具体的かつ効果的な事業の提案を求めていますので、申請団体におかれましては、積極的に提案してください。

ただし、事業提案を行う場合は、募集要項等に規定している事業等に支障がないものとし、募集要項等に示す条件を遵守しなければなりません。

なお、以下に示す事業の提案は必須としていますので、申請団体は、別添仕様書「第3-2-(9) 提案を求める事業の内容等」を確認の上、その趣旨をよく理解して、意欲的な提案を行ってください。

ア 運営方針に沿った事業

イ 図書館のビジョンの実現、ミッションの遂行に資する事業

(4) 提出部数

提出部数は、正本1部、副本14部とします。

(5) 申請書類の取扱等

ア 著作権

(ア) 教育委員会が提示する書類の著作権は、教育委員会に帰属します。これらの書類を、申請に係る検討以外の目的で利用すること及びこの目的の範囲であっても、教育委員会の了承を得ることなく、第三者に対して、これを開示又は使用させることを禁止します。

(イ) 申請団体の提出する書類の著作権はそれぞれの申請団体に帰属します。ただし、教育委員会は指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）の公表等その他教育委員会が必要と認めるときは、申請団体の承諾を得ず、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

イ 特許権

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果により生じた事象に係る責任は、すべて申請団体が負うものとします。

ウ 変更等の禁止

提出した申請書類は、申請受付期間内であっても、これを書き換え、差し替え、追加又は撤回することはできません。ただし、教育委員会が、内容の訂正を求める場合及び軽微な内容の訂正と認める場合を除きます。

エ 返却等

申請書類は、審査のため、選定委員会の委員に配布することがあります。
また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

オ 情報公開

申請書類は、情報公開請求があった場合は、徳島市情報公開条例の規定に基づき、原則として公開します。なお、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものについては、公開しない場合がありますので、その場合は、事前に教育委員会に届け出て、相談してください。

7 申請に当たっての留意事項

- (1) 申請に要した費用は、すべて申請団体の負担とします。
- (2) 申請書類に不備があった場合は、申請を受け付けられないのでご注意ください。
- (3) 教育委員会が審査等に必要と認めるときは、申請書類を補足するための追加資料の提出を求める場合があります。
- (4) 申請は、1団体（グループ）につき1申請とし、複数の申請を行うことはできません。また、同一人が複数の提案に関係することはできません。
- (5) 地方自治法、指定手続条例、条例その他図書館の管理運営に関し遵守すべき関係法令を予めご承知おきください。
- (6) 申請団体は、募集要項等を熟読し、これらを遵守しなければならないこと及び申請時の提案内容は必ず履行しなければならないことを承知の上で申請してください。また、申請団体は、募集要項等についての不知を理由に異議を申し立てることはできません。
- (7) 指定管理者は、法人税等の納税義務を負うことがありますが、納税に関する質問は教育委員会では回答できませんので、管轄の税務署等に確認してください。
- (8) 申請書類提出後に、辞退する場合は必ず「指定管理者指定申請辞退届」（様式12）を提出してください。

第6 指定候補者の選定等

1 選定方法

指定候補者の選定は、指定手続条例第4条の規定に基づき、教育委員会が公募型プロポーザル方式により行います。

指定候補者の選定に当たっては、外部の学識経験者等から構成される選定委員会を設置し、選定委員会による審査を経て、総合評価点の最も高い団体を選定します。

また、申請団体が1団体の場合においても、選定委員会を開催し、指定候補者としての適否を判断するものとします。

(1) 選定委員会

選定委員会は、選定過程における透明性を高め、客観的な観点から公正・公平に選定するため、外部委員（学識経験者など有識者）3人、内部委員（副市長等）2人の合計5人で構成されています。選定委員会の会議については、指定手続条例第4条の2第3項の規定により非公開とします。

(2) 審査方法

ア 第一次審査（書類審査）

選定委員会の第一次審査においては、申請書類による申請資格、提案内容等についての審査を行います。

審査の結果、本要項「第6-4 無効又は失格」に該当している場合、財務（経営）状況や提案内容等に重大な欠陥が認められる場合等は、失格となり、第二次審査に進むことができません。

イ 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング等）

選定委員会の第二次審査においては、申請団体によるプレゼンテーションを実施し、申請団体の提案内容についての説明を受け、指定管理者への意欲、ノウハウ、実施体制、事業展開等について審査を行います。

また、併せてヒアリングを実施し、不明な部分について確認します。

(3) 最低基準点等の設定

施設の適正な管理運営と一定の水準を確保するため、教育委員会において最低基準点等を次のとおり設定することとし、いずれかに該当する場合は選定されません。

- ・ 総合評価点が総配点の60%に満たないとき。
- ・ 「徳島市立図書館指定管理者審査基準」（別紙3）における5つの「審査基準」のうち、いずれかが無得点（0点）のとき。

2 審査日程

審査は、令和元年10月上旬～10月下旬を予定しています。

選定委員会の開催日時、場所、実施方法等は、各申請団体に別途通知します。

3 審査基準

審査は、次の審査項目ごとに評価を行い、これらの評点を合計したものが、申請団体の総合評価点となります。なお、審査の視点など詳細については、「徳島市立図書館指定管理者審査基準」（別紙3）をご参照ください。

(1) 施設の管理運営方針

- ア 基本方針
- イ 管理運営体制
- ウ モニタリング・評価

(2) 事業の実施計画

- ア 事業の実施
- イ 利用促進
- ウ 提案事業等（提案事業及び自主事業）

(3) 収支計画及び経費の節減

(4) 安定的に管理運営できる経営的基盤及び経営状況

(5) その他

- ア 管理運営者の責務
- イ 行政連携等

4 無効又は失格

申請団体が次の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

なお、グループによる申請の場合、その構成員のいずれかが次の事項に該当した場合も、無効又は失格となるのでご注意ください。

また、指定候補者として選定後に、次の事項に該当することが発覚した場合も、同様とし、指定管理者に指定しないこととなります。

(1) 申請書類の内容が次の項目に該当するとき。

- ・ 虚偽の内容が記載されたもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 関係法令に違反する記載があるもの
- ・ 募集要項等に違反し、又は著しく逸脱した提案になっているもの
- ・ 利用者の平等な利用が確保されない提案になっているもの

(2) 申請資格を満たしていないことが判明したとき。

(3) 欠格事項に該当していることが判明したとき。

(4) 重複申請が判明したとき。

(5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことがふさわしくないと教育委員会が認めたとき。

- (6) 選定委員会委員、本市職員及び関係者に対して、当該申請に係る不正な接触の事実が認められたとき、又は、選定審査に関する不当な要求等を申し入れたとき。
- (7) 他団体の申請を妨害したとき。
- (8) その他不正行為があったと教育委員会が認めたとき。

5 指定候補者の選定

教育委員会は、選定委員会から選定結果の報告を受け、最も評価の点数が高く、最低基準点等を満たす申請団体を優先交渉権者として、両者の間で細目協議を行います。細目協議が整った段階で、指定候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、優先交渉権者との協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者との間で改めて協議を行い選定します。

6 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

指定候補者の選定結果は、審査を受けた全ての申請団体に対して、文書により通知します。なお、通知の時期は令和元年11月1日（金）を予定しています。

(2) 選定結果の公表

指定候補者の選定結果は、市ホームページ上で公表いたします。選定結果の公表に当たり、それぞれの団体の名称、得点等が明らかになることを、予めご承知おきください。

公表される具体的な内容は次のとおりです。

ア 施設名称及び施設の概要

イ 指定候補者に選定した団体

- (ア) 所在地
- (イ) 団体名
- (ウ) 代表者名

ウ 指定予定期間

エ 申請団体名（申請受付順）

オ 選定結果

- (ア) 選定理由
- (イ) 選定団体の総得点、項目別得点
- (ウ) 非選定団体の総得点

※ ただし、非選定団体が特定される場合は総得点を公表しない場合もあります。

カ 選定委員会の委員の役職又は職種、氏名

第7 指定管理者の指定及び協定締結

1 指定管理者の指定等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決が必要です。したがって、教育委員会は、指定候補者を選定した後、指定管理者の指定に関する議案を議会へ上程します。その後、議会の議決を得てから、指定管理者の指定を行うこととします。

なお、災害その他の不可抗力など市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、募集要項等に定めたとおり実施することが困難な事態が生じた場合は、指定前に協議のうえ、必要な措置をとる場合があります。

(2) 議会の議決を得られない場合

指定管理者の指定について、議会の議決を得られない場合は、指定管理者として指定されません。

この場合において、市等は、指定管理者の指定に関する議会の議決が得られないことにより指定候補者に生じた損害を負担しません。

(3) 指定管理者の指定後の対応

指定管理者の指定後、教育委員会と指定管理者は、先に実施した細目協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行います。

ただし、指定管理者の指定を受けた団体が、次の事項に該当するときは、指定を取り消す場合があります、この場合においても、教育委員会は、指定管理者に生じた損害を負担しません。

ア 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。

イ 本要項「第6-4 無効又は失格」に該当していることが発覚したとき。

ウ 指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなったとき。

エ その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

2 協定の締結

(1) 協定の考え方

教育委員会と指定管理者が、指定管理者の指定後に詳細事項について協議した内容に基づき、図書館の管理運営に関して必要な事項について定める基本協定を締結します。この場合、必要に応じて指定管理者の提案に対して、提案内容の趣旨に変更のない範囲において、修正を求めることができるものとし、指定管理者は、特別な理由がない限り、この求めに応じなければなりません。

また、基本協定の締結後、年度ごとの指定管理料の支払に関する事項（支払時期や方法等）等を定める単年度における年度協定を締結します。

(2) 協定の内容

協定の内容は、主に次の事項について、詳細を定めることとする予定です。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 施設の管理経費に関する事項
- ウ 管理運営業務の内容及び方法等に関する事項
- エ 事業計画、事業報告、教育委員会との連絡調整等に関する事項
- オ 指定管理者の自主事業等に関する事項
- カ モニタリング等に関する事項
- キ 教育委員会と指定管理者の責任区分、費用負担、損害賠償に関する事項
- ク 管理運営業務の引継に関する事項
- ケ 指定の取消及び管理運営業務の停止に関する事項
- コ 機密保持、個人情報保護に関する事項
- サ 緊急時の対応に関する事項
- シ その他教育委員会が必要と認める事項

(3) 疑義等

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は定めのない事項が生じた場合は、法令、条例、募集要項等に定めのある場合は、それらに従います。定めがない場合は、教育委員会と指定管理者が協議の上、定めることとします。

第8 指定管理者の変更等

1 引継業務

(1) 管理運営業務開始までに必要な引継について

管理運営業務開始までに、管理運営業務を円滑かつ確実に進めるように、次の事項に留意して、引継を受け、準備を行ってください。

ア 教育委員会と十分に協議を行うとともに、現指定管理者から漏れなく引継を受けること。

イ 管理運営業務の実施に必要な管理運営体制を構築するとともに、各業務の習得のために必要な教育、研修等を行うこと。

ウ その他必要書類の作成等業務開始のために必要な準備を行うこと。

(2) 次期指定管理者への業務の引継について

次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるように十分な引継期間を確保し、指定期間満了前までに、管理運営業務の実施に必要な事項を記載した事務引継書を作成し、必要な引継を漏れなく行ってください。ただし、継続して指定管理者に指定された場合はこの限りではありません。

(3) 留意点

ア 現指定管理者及び次期指定管理者は、業務の引継が適切に完了したことを示す報告書を、書面により教育委員会に提出してください。

イ 引継に係る費用は、現指定管理者及び次期指定管理者それぞれの負担とします。

2 原状回復義務

(1) 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、市が貸与した施設、設備、備品等を、指定期間開始時に貸与した際の状態のまま返還するものとします（ただし、経年劣化により変化した場合は復元を要しません）。

(2) 指定管理者は、施設、設備、備品等を毀損・滅失したときは、教育委員会の指示するところにより、それらを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならないものとします。

(3) 指定管理者は、施設又は設備の現状を変更しようとする場合は、あらかじめ教育委員会と協議の上、承認を得ることとし、その場合、当該指定管理者の指定期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、指定管理者の費用及び責任において、教育委員会が承認した事項を除き、原状に回復して返還するものとします。

3 指定管理者の指定の取消等

(1) 指定管理者の指定の取消

教育委員会は、指定管理者が次の事項に該当すると認めた場合は、地方自治法第

244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

ア 指定管理者が、指定管理者の指定後に、本要項「第6-4 無効又は失格」に該当することが発覚した場合。

イ 本業務の実施に際し、不正行為があった場合。

ウ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合。

エ 指定管理者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、業務の遂行が確実にないと認められる場合。

オ 指定管理者が教育委員会に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく調査を妨げ若しくは指示に従わない場合。

カ 指定管理者が法令及び協定の規定に違反した場合。

キ 募集要項等及び協定書に定める事項を履行しない場合。

ク 募集要項等に示す管理運営水準を満たしていないと認められる場合（この場合の詳細は別添仕様書「第5-2 業務不履行時の手続」を参照。）。

ケ 指定管理者から指定の取消の申出があり、その理由が妥当なものであると認められる場合。

コ その他教育委員会が、指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認める場合。

(2) 不可抗力等

災害その他の不可抗力等市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。協議の結果、教育委員会が業務の継続が困難と判断した場合又は一定期間内に協議が伴わない場合、教育委員会は、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

(3) 指定の取消時等の留意事項

ア 指定管理者に生じた損害に対し、市等は賠償責任を負いません。また、指定の取消等に伴う市等の損害について、市等は、指定管理者に損害賠償を請求するものとします。

イ 指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく図書館の管理運営業務を遂行できるよう本要項「第8-1 引継業務」に定める引継を行うものとします。

第9 問い合わせ先

徳島市教育委員会社会教育課管理係 担当：堤

〒770-8571 徳島市幸町2-5

電話 088-621-5566 ファクシミリ 088-624-2577

電子メール shakai_kyoiku@city-tokushima.i-tokushima.jp

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

徳島市教育委員会 殿

(申込者) 所在地
法人等名称
代表者氏名

「徳島市立図書館指定管理者募集」に係る現地説明会の参加について、次のとおり参加を申し込みます。

参加者の所属及び氏名

所 属	氏 名

担当者連絡先

氏 名	
所 属	
所 在 地	
電 話 番 号	
ファックス番号	
メールアドレス	

注 1 グループの場合の申込は、グループの代表団体が行うこととします。

また、グループの代表団体はできる限り出席してください。

注 2 現地説明会への参加人数は、1法人等または1グループにつき、2名までとします。

質 問 書

令和 年 月 日

徳島市教育委員会 殿

(質問者) 所在地
法人等名称
担当者氏名
(連絡先) 電話番号
ファックス番号
メールアドレス

徳島市立図書館指定管理者の募集内容等に関して、次のとおり質問書を提出します。

区分		頁		表題	
質 問 事 項					

- 注 1 区分欄に質問対象の名称（募集要項、仕様書等）を記載してください。
- 注 2 質問事項は本様式 1 枚につき 1 項目として簡潔かつ明確に記載してください。
- 注 3 質問事項が複数の場合は、右上に通しの質問番号を明記してください。

徳島市立図書館指定管理者 審査基準

審査項目	様式	主な審査の視点	配点	
施設の管理運営方針	基本方針	10-1 <ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的と合致しているか 教育委員会が掲げるビジョンやミッションに適合しているか 図書館の管理運営に対する理念、意欲及び熱意をもっているか 住民の平等利用についての考え方はどうか 	10	
	管理運営体制	10-2	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営業務を確実かつ効果的に遂行できる人材・人員を配置できているか 安定的な図書館サービスの提供や緊急時の安全確保など、利用者への対応が十分にできる管理運営体制となっているか 	10
			<ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスの担い手としての職員の位置づけをどのように考えているか 安定的に人材を確保するための方策は講じられているか 人件費及び雇用する職員への対応についての考え方はどうか 	10
			<ul style="list-style-type: none"> 職員の労働環境(給与、社会保険、福利厚生等)は高い水準にあるか 職員の意欲を高め図書館運営に主体的に参画するための取組はあるか 人材育成(職員研修など)に対する考え方及び方策はどうか 	10
	モニタリング・評価	10-3	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの必要性等についてどのように考えているか PDCAサイクルを取り入れ活用しようとしているか 利用者ニーズを把握し課題を抽出するための取組はあるか 自己点検・評価の方法からフィードバックまでの効果的な仕組みは見られるか 	10
			/50	
事業の実施計画	事業の実施	10-4	(ソフト面) <ul style="list-style-type: none"> 本施設の設置目的に沿うものであり、仕様書等と適合しているか 利用者(市民)サービスの向上が期待できるものとされているか 改善、改良のための効果的、効率的な工夫や手法はあるか 	10
			(ハード面) <ul style="list-style-type: none"> 仕様書等と適合しており、利用者の安全・安心の確保を確実にできるものとされているか 美化・衛生面での取組は十分にされており、快適な空間づくりがなされているか 改善、改良のための効果的、効率的な工夫や手法はあるか 	10
	利用促進	10-5	<ul style="list-style-type: none"> 広報・営業活動に関する取組は充実したものとされているか 図書館の価値を周知し認知度を高めるなど施設のPR効果は認められるか 図書館を利用しない層も含む幅広い層へのアプローチを考えられているか 	10
	提案事業等 (提案事業及び自主事業)	10-6	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的の効果的な達成に資するものか 公の施設にふさわしく地域や住民に貢献できる公益性の高いものとされているか 読書振興に資するものとされているか 具体的で実現可能な提案とされているか 指定管理者の創意工夫や独創性は見られるか 既存事業との違いや斬新さは認められるか これまでの事業の成果や課題を検証して、その結果を活かした事業としているか 指定管理者が自主的に企画し実施するいわゆる自主事業についての提案はどうか 	10
			(運営方針に沿った事業) <ul style="list-style-type: none"> 運営方針をよく理解した上で、効果の高い事業提案ができていますか 効果的な事業推進のために、他団体との連携等新たな展開が考えられているか 	10
			(図書館のビジョンの実現、ミッションの遂行に資する事業) <ul style="list-style-type: none"> ビジョン及びミッションをよく理解した上で、効果の高い事業提案ができていますか 効果的な事業推進のために、他団体との連携等新たな展開が考えられているか 	10
			/70	
収支計画及び経費の節減	10-4 10-6 10-7 11	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画の積算は、明確かつ適切なものであるか 透明性の高い収支計画とされているか 経理規定は備えているか 	10	
		<ul style="list-style-type: none"> 事業費は図書館サービスの質を低下させない無理のない収支計画とされているか 管理費は施設の維持管理の水準を低下させない適切な収支計画とされているか 人件費は良好な労働環境を確保するために必要な収支計画とされているか 	10	
		<ul style="list-style-type: none"> 指定期間内において、経費の節減が期待できる取組は見られるか 経費を最小限にするための取組は適切であるか 効率性や必要性の低い支出計画とされていないか 	10	
		<ul style="list-style-type: none"> 他の申請団体と比較して指定管理料の提案額はどうか 他の申請団体と比較して経費の節減に関する方策はどうか 	10	
安定的に管理運営できる経営的基盤及び経営状況	募集要項に示す「申請団体に関する書類」	<ul style="list-style-type: none"> 十分な経営資源(組織、人材、専門性等)を有しているか 経営状況又は財務の健全性はどうか 	10	
		<ul style="list-style-type: none"> 図書館の管理運営の実績はあるか 図書館事業又は読書振興に関する事業について優れた取組実績はあるか 	10	
その他	管理運営者の責務	10-8 10-9	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護、情報セキュリティについてどのような措置を講じているか 危機管理についてどのような措置を講じているか その他施設の管理運営者としての責務を十分に果たすものとされているか 	10
	行政連携等	10-10	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会との協働や連携についての考え方、進め方はどうか 図書館運営に市政を反映させる方策又は市政への貢献についての考え方、取組はどうか 地域貢献に対する考え方は見られるか 	10
				/20
合計			/200	

○ 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）に係る法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請することができる団体の資格
- (3) 申請を受け付ける期間（以下「申請期間」という。）
- (4) 選定の方法及び基準
- (5) 管理の基準
- (6) 指定管理者が行う管理の業務の範囲及び具体的内容
- (7) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (8) 利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長等に申請しなければならない。ただし、市長等が理由があると認めるときは、添付すべき書類の一部を省略することができる。

- (1) 団体の組織及び財務の状況を記載した書類
- (2) 管理に係る事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長又は議会の議員が、その無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者若しくは支配人となっている法人（市長にあっては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）については、同項の申請（以下「申請」という。）をすることができない。

(指定候補者の選定)

第4条 市長等は、申請があったときは、次に掲げる選定基準に照らして総合的に審査し、公の施設の管理を行うことについて最も適当と認める団体を指定管理者となるべき候補者（以下「指定候補者」という。）として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人的能力及び物的能力を有するものであること。
- (4) 収支計画書の内容が、公の施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準

2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定しようとするときは、指定候補者選定委員会に諮問しなければならない。

3 市長等は、第1項の規定による選定をしたときは、速やかに、その結果を当該申請をした団体に通知しなければならない。

4 市長等は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、第6条第1項の規定による指定をするまでの間において、当該指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、申請をした団体（当該指定候補者を除く。）であって第1項各号の基準に該当するもののうちから、再度、同項の規定により指定候補者を選定することができる。

(指定候補者選定委員会)

第4条の2 指定候補者の選定について審査するため、指定候補者選定委員会を置く。

2 指定候補者選定委員会は、公募を行う公の施設ごとに置くものとする。ただし、公の施設の性質、目的等を勘案して市長等が必要と認めるときは、一の指定候補者選定委員会に複数の公の施設に係る指定候補者の選定について審査させることができる。

3 指定候補者選定委員会の会議は、公開しない。

4 前3項に定めるもののほか、指定候補者選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

(指定候補者の選定の特例)

第5条 市長等は、第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公募によらないで、第4条第1項各号の基準に該当する団体であって適当と認めるものを指定候補者として選定することができる。

- (1) 公の施設の設置目的の効果的な達成のために地域住民による自主的な管理運営が必要と認められるとき。

参考資料 1

(2) 申請期間中に申請がなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があると市長等が認めるとき。

2 市長等は、前項の規定により指定候補者を選定するときは、あらかじめ当該団体に対し、第3条第1項に規定する申請書、同項各号に規定する書類その他の書類で市長等が必要と認めるものの提出を求めるものとする。

(指定管理者の指定等)

第6条 市長等は、指定候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該指定候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者は、本市と次に掲げる事項について、公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(1) 第3条第1項第2号の事業計画書に記載された事項

(2) 利用料金に関する事項

(3) 本市が支払うべき管理に要する経費に関する事項

(4) 利用者等に係る個人情報の保護に関する事項

(5) 事業報告に関する事項

(6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、年度が終了したとき又は年度の途中において指定を取り消されたときは、市長等が定める期日までに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。

(1) 管理の業務の実施状況

(2) 利用状況及び使用料又は利用料金の収入の実績

(3) 管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による公の施設の管理の実態を把握するために、市長等が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示

をすることができる。

(地位の承継等)

第9条の2 指定管理者の指定を受けた団体について、合併、分割その他これらに類する行為があったときは、合併後存続する団体、合併により設立された団体又は分割若しくは合併若しくは分割に類する行為により当該公の施設の管理の業務に関する権利義務の全部を承継した団体は、当該指定管理者としての地位を承継する。

2 前項の規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)の規定により、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人に移行した団体であって、当該公の施設の管理の業務に関する権利義務の全部を承継した団体について準用する。

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、指定管理者が第9条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、前条の規定により指定管理者としての地位を承継した団体について、当該公の施設の管理を行うことが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消すことができる。

3 市長等は、前2項の規定により指定を取り消した場合又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合(以下「指定取消し等の場合」という。)は、その旨を告示しなければならない。

4 本市は、指定取消し等の場合に生じた損害については、指定管理者に対し、その賠償の責め(求償に対する支払の責めを含む。)を負わない。

(市長等による管理)

第11条 市長等は、指定取消し等の場合、又はやむを得ない事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の規定により市長等が管理の業務を行うこととした公の施設において、指定管理者に利用料金を徴収させることとしていた場合においては、当該公の施設に係る条例に定める利用料金の額の上限の範囲内で市長が定める額(当該条例で利用料金の額が定められている場合にあつては、当該利用料金の額)を使用料として徴収する。

3 市長は、公益上必要があると認めるとき又は特別の事由があると認めるときは、前項の規定による使用料を減額し、又は免除することができる。

参考資料 1

4 第2項の規定により徴収した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

5 市長等は、第1項の規定により管理の業務を行うこととした場合若しくは同項の規定により行っている業務を行わないこととした場合又は第2項の規定により使用料の額を定めた場合は、その旨を告示しなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定を取り消されたときは、速やかに、その管理を行わなくなった公の施設の施設及び設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第13条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設又は設備等をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由によるものであると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持の義務)

第14条 指定管理者若しくは公の施設の管理の業務に従事している者又はこれらのものであったものは、公の施設の管理に関し知り得た個人情報又は秘密を他人に漏らし、又は当該公の施設の管理以外の目的に利用してはならない。

(情報公開)

第15条 指定管理者は、公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない。

(有限責任事業組合に関する読替え等)

第15条の2 第3条第2項の規定は、有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、同項中「市長又は」とあるのは「市長若しくは議会の議員又は市長若しくは」と、「その」とあるのは「その」と、「監査役又は」とあるのは「監査役若しくは」と、「について」とあるのは「が組合員である第15条の2第1項に規定する有限責任事業組合について」とする。

2 第10条第2項の規定は、有限責任事業組合契約に関する法律の規定により、組合員が新たに加入し、又は脱退した有限責任事業組合について準用する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

○ 徳島市立図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条及び第16条の規定により、図書館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置及び運営の基準)

第2条 図書館の設置及び運営の基準は、法第7条の2の規定に基づく基準に従うものとし、かつ、できるだけその水準の維持及び向上に努めるものとする。

(設置)

第3条 図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するため、徳島市元町1丁目24番地に徳島市立図書館（以下「図書館」という。）を置く。

2 前項に規定するもののほか、徳島市徳島町城内2番地の1に自動車文庫の運営に関する業務等を行うための図書館の施設を置く。

(事業)

第4条 図書館は、おおむね法第3条各号に掲げる事業を行う。

(指定管理者による管理)

第5条 図書館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 第4条の事業に関する業務
- (2) 第8条第1項の承諾に関する業務
- (3) 図書館及び第3条第2項に規定する施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(休館日等)

第7条 図書館の休館日は、毎月の第1火曜日及び1月1日とする。

2 前項に規定するもののほか、図書の整理のため、1年につき10日以内の連続する期間休館することができる。

3 図書館の供用時間は、午前9時から午後9時までとする。

4 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、第1項の休館日及

参考資料 1

び前項の供用時間を変更することができる。

(図書館資料の貸出し等)

第 8 条 図書館資料（図書館における法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。）の貸出しを受けようとする者又は図書館の施設若しくは設備のうち教育委員会が定めるものを利用しようとする者は、指定管理者の承諾を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承諾に必要な条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 項の承諾を取り消すことができる。

(1) 第 1 項の承諾を受けた者が偽りその他不正な手段により同項の承諾を受けた事実が明らかになったとき。

(2) 第 1 項の承諾を受けた者が前項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、公益上又は管理上特に必要があると認めるとき。

(図書館の利用の制限等)

第 9 条 指定管理者は、図書館の秩序を乱すおそれがあるときその他管理上必要があると認めるときは、図書館及び図書館資料の利用を制限し、若しくは禁止し、又は図書館からの退去を命ずることができる。

(損害賠償等)

第 10 条 故意又は過失により図書館の施設若しくは設備又は図書館資料に損害を与えた者は、これらを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(図書館協議会)

第 11 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に徳島市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下この条において「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の定数は、15人以上18人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前 2 項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、任期中であっても解職することができる。

(規則の制定)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

○ 徳島市立図書館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島市立図書館条例(昭和56年徳島市条例第17号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(館外貸出の手續と利用)

第2条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市の区域内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 定住自立圏の形成に関する協定に基づき市が広域利用を認めた市町村の区域内に住所を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、所定の手続を経て、利用者登録を行い、利用者カードの交付を受けなければならない。

(利用者カードの紛失及び利用の制限)

第3条 利用者カードは他人に貸与してはならない。

2 利用者カードを紛失したときは、すみやかに届け出なければならない。

3 利用者カードが第三者によって不正に使用され図書館に損害を与えた場合は、登録者本人がその損害を賠償するものとする。

(図書館資料の貸出冊数とその期間)

第4条 図書館資料の貸出冊数及び貸出期間については別に定める。

(自動車文庫貸出の手續)

第5条 自動車文庫は、指定管理者が適当と認めた地域、職域等を巡回して図書館資料の貸出しを行うものとする。

2 自動車文庫を利用しようとするときは、所定の手続を経るものとする。

(図書館資料の受贈)

第6条 図書館資料は、これを受贈することができる。

(図書館協議会の組織)

第7条 条例第11条に規定する徳島市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

参考資料 1

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員としての在任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の3分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他の事項)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

参考資料2-1



兵隊住まいの売り場

ファンルーム
ロッカー休憩室

社会人席コーナー

参考資料コーナー

(閉架書庫 165.64㎡)



(便所 49.14㎡)

開架スペース 1789.86

共用部分 (事務室 59.66㎡)

共用部分

録音室

対面朗読室

総合サービスカウンター

会議室

文庫本コーナー

インターネットコーナー

AVコーナー

新聞・雑誌コーナー

連絡通路 91.76㎡

テラス 338.65㎡

管理用シャッター

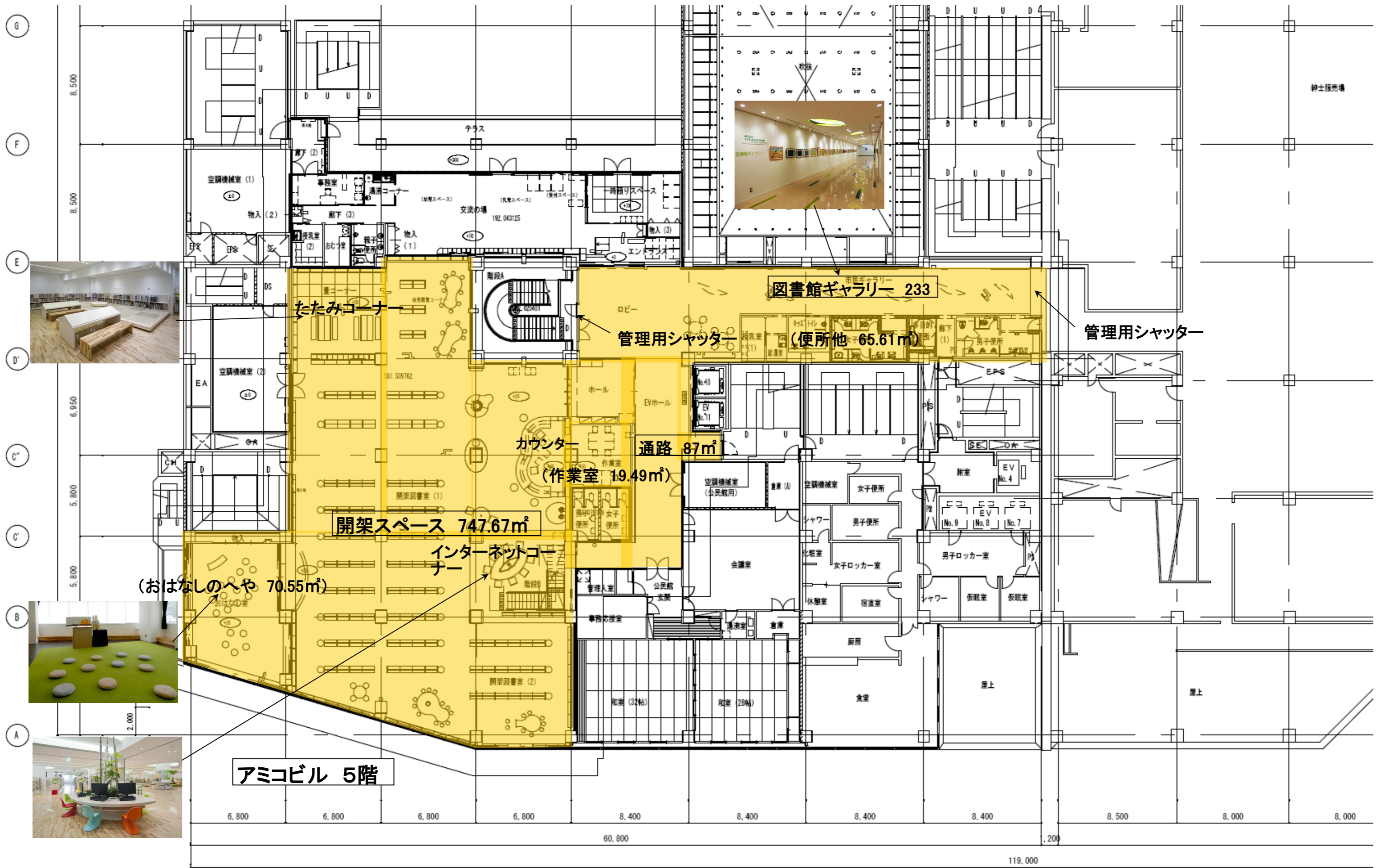
アミコビル 6階



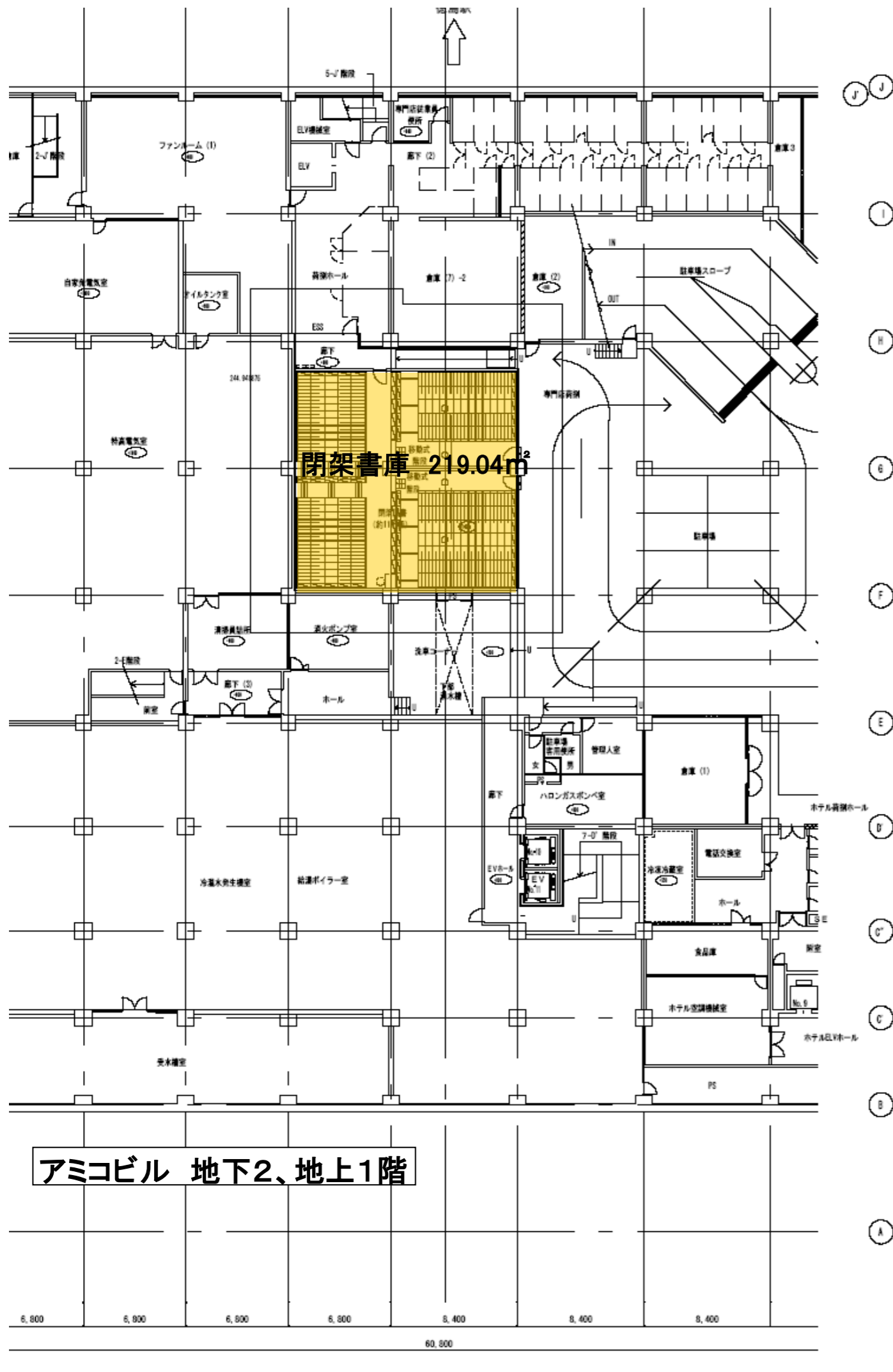
6.800 6.800 6.800 6.800 8.400 8.400 8.400 8.400 8.500 8.000 8.000

60.800

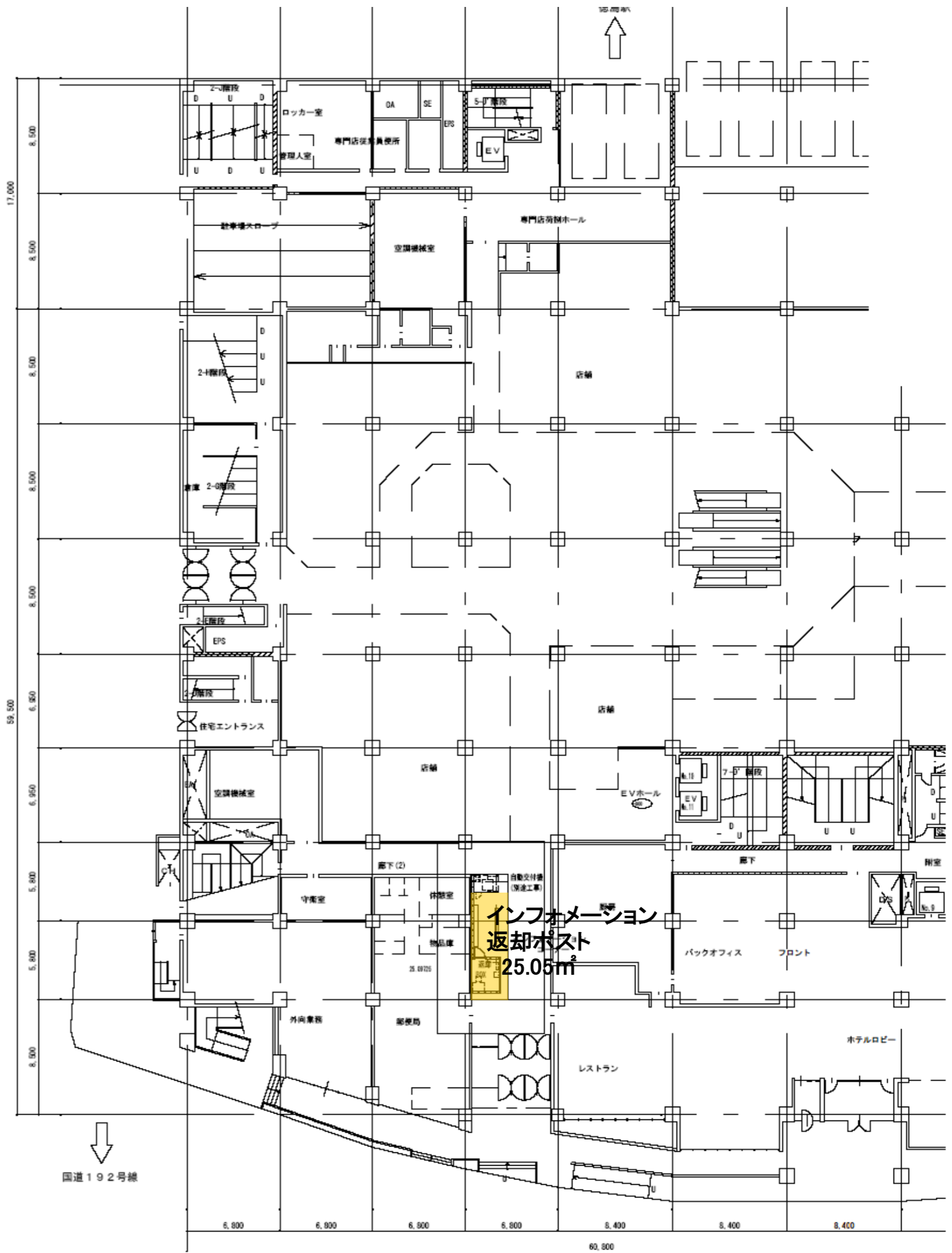
119.000



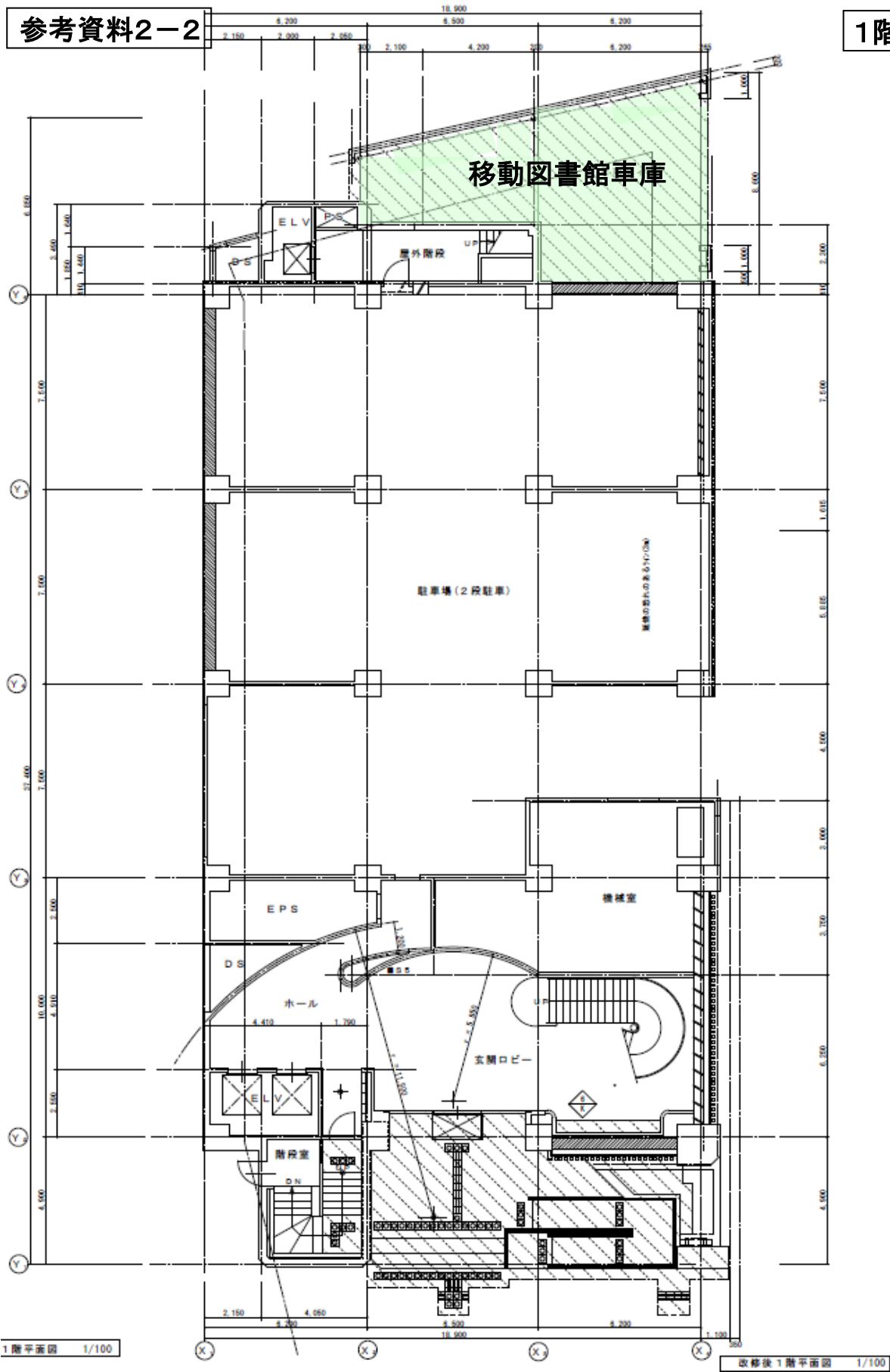
アミコビル 5階



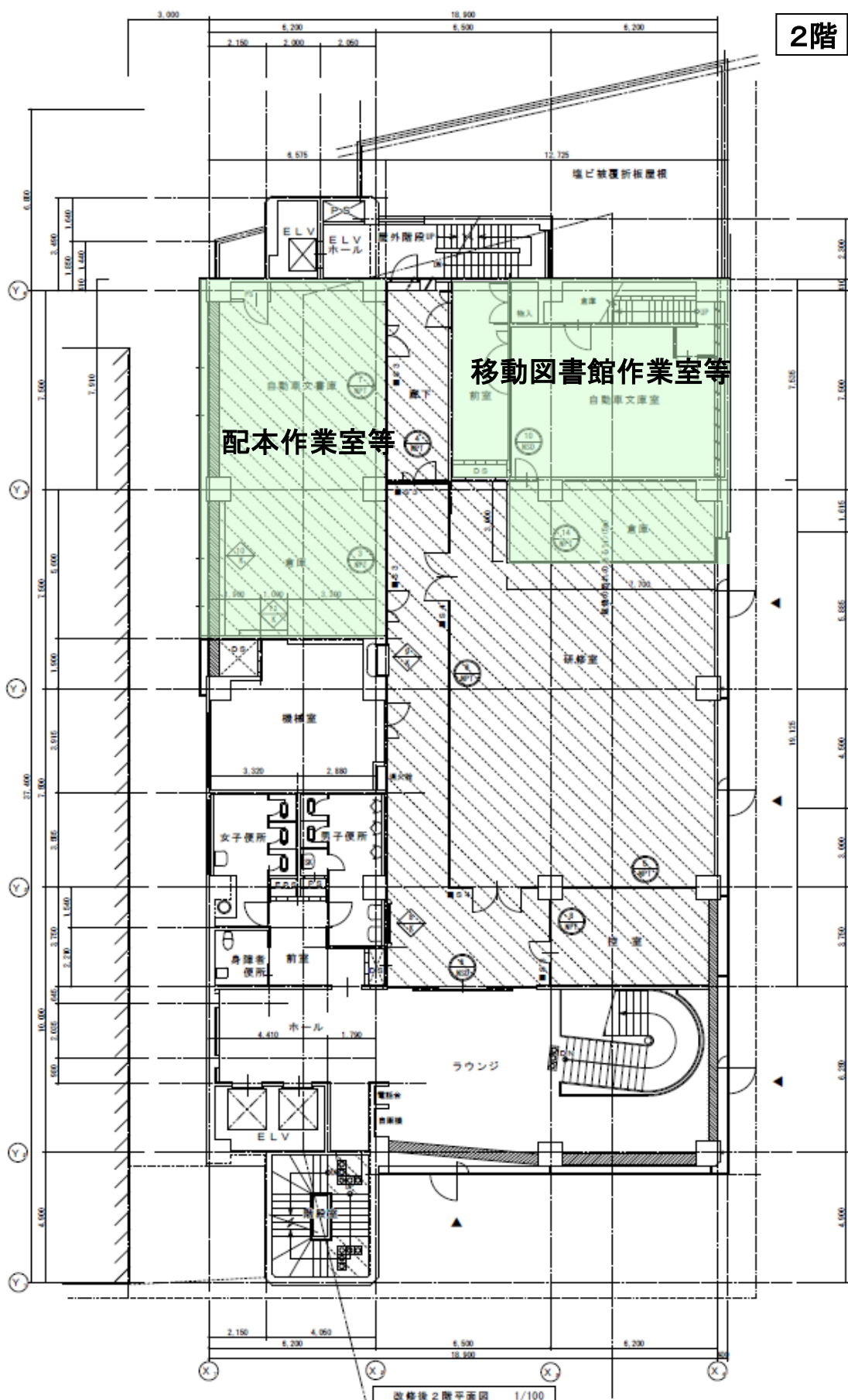
J
I
H
G
F
E
D
C
C
B
A



17,000
8,500
8,500
8,500
8,500
8,500
6,950
5,800
5,800
6,800
6,800
60,800

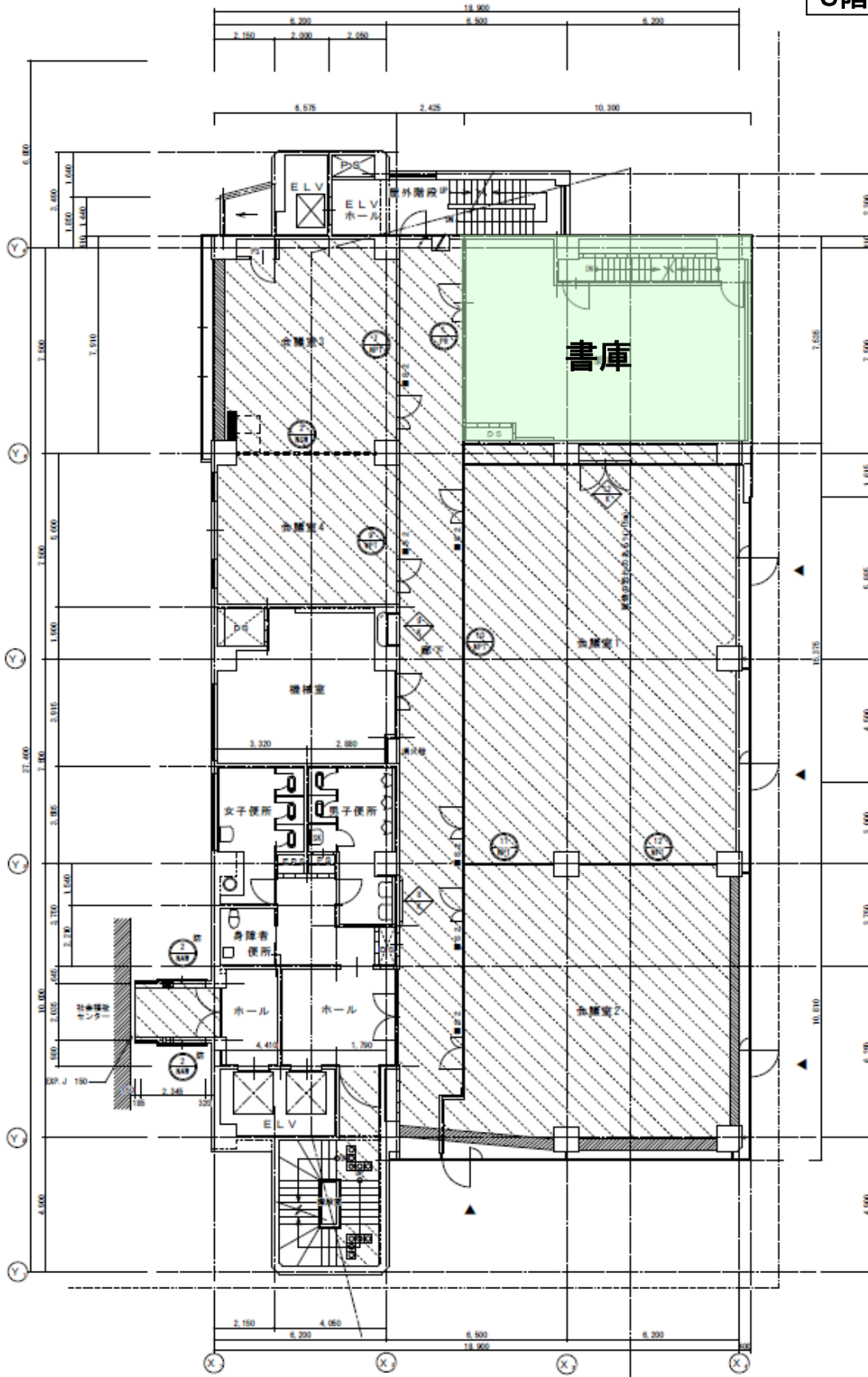


2階

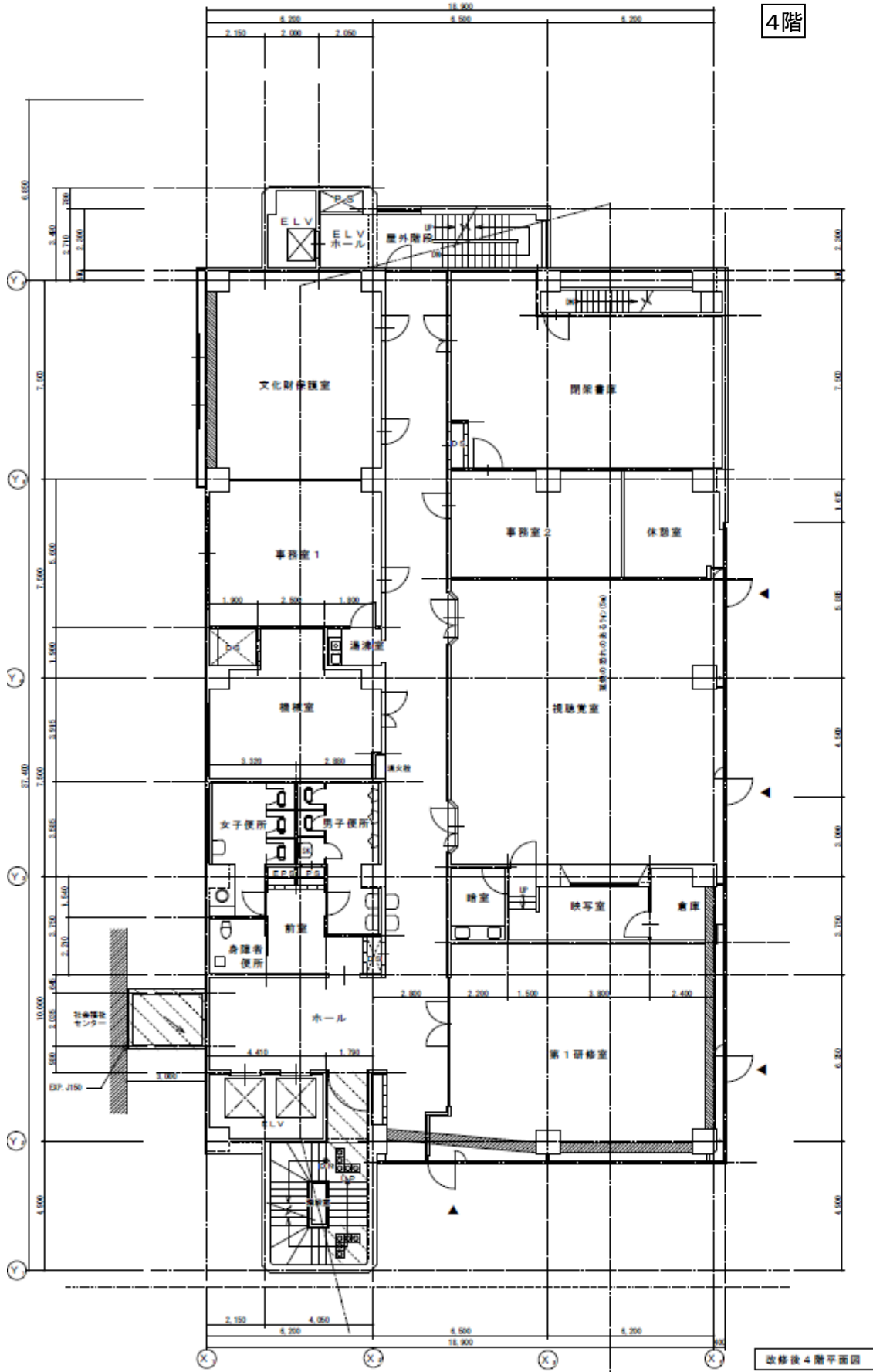


改修後2階平面図 1/100

3階



改修後3階平面図 1/100



改修後4階平面図

徳島市立図書館の概要

1 図書館統計（平成30年度）

(1) 図書資料状況

① 蔵書冊数

	館内				巡回		30年度末蔵書数	構成比	29年度末蔵書数
	一般	児童	郷土資料	参考図書	一般	児童			
0:総記	6,577	1,149	2,393	1,407	671	474	12,671	2.4%	11,898
1:哲学	13,880	1,062	431	180	2,504	696	18,753	3.6%	17,744
2:歴史地理	38,327	3,694	3,427	1,116	4,091	1,668	52,323	10.0%	50,424
3:社会科学	40,616	4,340	5,167	1,600	4,811	884	57,418	10.9%	54,685
4:自然科学	22,244	6,642	946	861	3,726	2,701	37,120	7.1%	35,148
5:工学技術	23,158	2,927	1,069	369	12,229	1,199	40,951	7.8%	38,373
6:産業	10,216	1,356	1,039	489	1,996	454	15,550	3.0%	14,663
7:芸術	23,931	5,538	1,160	481	4,691	3,215	39,016	7.4%	37,109
8:語学	4,131	1,459	131	622	603	563	7,509	1.4%	7,179
9:文学	92,659	27,838	3,335	343	34,966	12,276	171,417	32.6%	164,782
C:紙芝居	0	2,357	0	0	0	2,359	4,716	0.9%	4,819
E:絵本	0	33,232	0	0	0	22,648	55,880	10.6%	53,931
M:マンガ	1,476	1,897	0	0	25	4,049	7,447	1.4%	7,550
AV	3,502	1,375	0	0	0	0	4,877	0.9%	4,506
計	280,717	94,866	19,098	7,468	70,313	53,186	525,648	100.0%	502,811
構成比	53.4%	18.1%	3.6%	1.4%	13.4%	10.1%			
館内蔵書 館外蔵書	402,149				123,499		525,648		
構成比	76.5%				23.5%		100.0%		

② 受入図書

(平成30年度末時点)

登録冊数		0:総記	1:哲学	2:歴史地理	3:社会科学	4:自然科学	5:工学	6:産業	7:芸術	8:語学	9:文学	C:紙芝居	E:絵本	M:マンガ	AV資料	計	
館内	一般	購入	478	763	1,230	2,323	1,317	1,253	681	1,165	197	4,007	0	0	49	336	13,799
		寄贈	21	5	396	19	3	8	2	6	2	41	0	0	1	8	512
	郷土資料	購入	88	0	25	6	4	10	9	12	1	18	0	0	0	0	173
		寄贈	61	7	47	102	18	23	13	25	0	55	0	0	0	0	351
	参考図書	購入	39	1	47	110	44	12	26	13	27	11	0	0	0	0	330
		寄贈	2	0	0	10	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	16
	児童	購入	82	87	215	363	402	217	64	411	115	960	66	1,621	77	234	4,914
		寄贈	9	0	5	9	6	8	0	3	2	15	1	41	2	0	101
巡回	一般	購入	105	271	481	739	685	1,512	242	516	100	3,160	0	0	9	0	7,820
		寄贈	1	0	2	0	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	8
	児童	購入	26	52	183	110	287	94	30	196	48	964	73	1,383	52	0	3,498
		寄贈	1	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	5
計	購入	818	1,174	2,181	3,651	2,739	3,098	1,052	2,313	488	9,120	139	3,004	187	570	30,534	
	寄贈	95	14	450	140	27	42	19	35	4	114	1	41	3	8	993	
	計	913	1,188	2,631	3,791	2,766	3,140	1,071	2,348	492	9,234	140	3,045	190	578	31,527	

③ 除籍図書

(平成30年度末時点)

除籍冊数		0:総記	1:哲学	2:歴史地理	3:社会科学	4:自然科学	5:工学	6:産業	7:芸術	8:語学	9:文学	C:紙芝居	E:絵本	M:マンガ	AV	計	
館内	一般	廃棄	14	9	9	17	2	6	1	10	3	258	0	0	12	18	359
		リサイクル	72	35	524	624	396	188	48	46	28	960	0	0	8	0	2,929
	郷土資料	廃棄	1	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5
		リサイクル	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	参考図書	廃棄	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
		リサイクル	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
	児童	廃棄	1	4	2	0	29	11	0	31	1	32	1	72	178	189	551
		リサイクル	16	31	58	11	62	81	20	119	80	320	209	369	12	0	1,388
巡回	一般	廃棄	6	35	18	210	156	52	58	27	11	217	0	0	0	0	790
		リサイクル	6	58	82	152	72	171	51	19	14	180	0	0	0	0	805
	児童	廃棄	10	5	11	27	42	33	6	151	18	353	33	364	62	0	1,115
		リサイクル	9	0	26	8	34	20	0	38	7	278	0	291	21	0	732
計	廃棄	32	55	41	263	229	102	65	219	33	861	34	436	252	207	2,829	
	リサイクル	108	124	691	795	565	460	119	222	129	1,738	209	660	41	0	5,861	
	計	140	179	732	1,058	794	562	184	441	162	2,599	243	1,096	293	207	8,690	

② レファレンス件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	89	100	82	97	82	42	54	47	59	62	47	61	822

③ 新規登録者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
館内	一般	245	195	252	213	249	160	166	157	137	149	110	158	2,191
	児童	84	66	70	144	126	91	68	77	38	57	41	74	936
館外 (BM)	一般	26	10	14	8	14	10	15	12	8	7	3	14	141
	児童	42	22	6	7	9	2	9	4	2	4	0	3	110
合計	397	293	342	372	398	263	258	250	185	217	154	249	3,378	

④ 予約件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
館内	一般室	11,091	11,196	10,904	10,779	10,824	11,211	12,119	10,906	11,203	12,115	8,830	11,531	132,709
	こども室	271	298	315	323	281	302	213	200	225	301	228	301	3,258
	計	11,362	11,494	11,219	11,102	11,105	11,513	12,332	11,106	11,428	12,416	9,058	11,832	135,967
館外 BM	695	642	694	802	622	634	839	719	790	677	310	774	8,198	
合計	12,057	12,136	11,913	11,904	11,727	12,147	13,171	11,825	12,218	13,093	9,368	12,606	144,165	

⑤ 在宅送本

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
件数	5	7	7	6	7	6	6	3	5	4	4	4	64
冊数	70	81	93	78	90	85	68	44	61	50	49	52	821

⑥ 相互貸借(縣市町村立図書館への貸出・借受冊数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
貸出冊数	286	251	225	320	246	265	393	261	258	200	198	238	3,141
借受冊数	90	94	107	79	109	108	133	104	134	100	75	91	1,224

⑦ 利用状況の推移(年度別)

年度	開館日数	総登録者数	年間館内貸出者数	年間巡回貸出者数	年間貸出者数合計	年間貸出冊数	人口一人あたり貸出冊数	新規登録者数
10	273	72,257	80,608	13,110	93,718	476,794	1.77	2,623
11	277	74,454	82,034	14,063	96,097	497,450	1.84	2,923
12	274	60,635	86,548	13,821	100,369	492,910	1.82	3,199
13	273	64,740	91,568	12,262	103,830	489,054	1.82	2,909
14	275	67,778	92,957	10,738	103,695	491,390	1.83	2,758
15	273	70,810	93,734	12,768	106,502	507,211	1.89	2,741
16	273	73,596	88,522	12,571	101,093	515,578	1.93	2,601
17	275	75,665	84,497	13,033	97,530	559,656	2.10	2,719
18	273	78,182	89,341	17,684	107,025	581,007	2.17	2,317
19	270	80,544	85,468	17,219	102,687	563,860	2.11	2,571
20	297	83,069	95,507	18,741	114,248	661,383	2.49	2,778
21	298	85,479	100,890	17,826	118,716	701,219	2.64	2,726
22	298	88,002	109,507	16,772	126,279	726,150	2.75	2,887
23	243	89,669	97,786	12,800	110,586	612,700	2.32	2,317
24	343	102,113	239,556	15,948	255,504	1,092,463	4.14	12,381
25	342	107,358	247,820	15,467	263,287	1,078,295	4.09	5,245
26	342	111,459	248,332	14,187	262,519	1,064,998	4.06	4,152
27	343	115,490	257,789	15,269	273,058	1,107,323	4.23	4,031
28	342	118,863	255,339	15,448	270,787	1,105,780	4.28	3,413
29	342	122,600	260,896	15,856	276,752	1,118,207	4.38	3,264
30	342	125,242	268,772	15,351	284,123	1,124,263	4.44	3,378

○平成20年度から指定管理者制度を導入。

○平成23年度は新館移転のため平成24年1月17日に閉館。

○平成24年度に図書館がアミコビルへ移転しリニューアルオープンした。

⑦ 利用状況の推移(年度別)

年度	開館日数	総登録者数	年間館内貸出者数	年間巡回貸出者数	年間貸出者数合計	年間貸出冊数	人口一人あたり貸出冊数	新規登録者数
10	273	72,257	80,608	13,110	93,718	476,794	1.77	2,623
11	277	74,454	82,034	14,063	96,097	497,450	1.84	2,923
12	274	60,635	86,548	13,821	100,369	492,910	1.82	3,199
13	273	64,740	91,568	12,262	103,830	489,054	1.82	2,909
14	275	67,778	92,957	10,738	103,695	491,390	1.83	2,758
15	273	70,810	93,734	12,768	106,502	507,211	1.89	2,741
16	273	73,596	88,522	12,571	101,093	515,578	1.93	2,601
17	275	75,665	84,497	13,033	97,530	559,656	2.10	2,719
18	273	78,182	89,341	17,684	107,025	581,007	2.17	2,317
19	270	80,544	85,468	17,219	102,687	563,860	2.11	2,571
20	297	83,069	95,507	18,741	114,248	661,383	2.49	2,778
21	298	85,479	100,890	17,826	118,716	701,219	2.64	2,726
22	298	88,002	109,507	16,772	126,279	726,150	2.75	2,887
23	243	89,669	97,786	12,800	110,586	612,700	2.32	2,317
24	343	102,113	239,556	15,948	255,504	1,092,463	4.14	12,381
25	342	107,358	247,820	15,467	263,287	1,078,295	4.09	5,245
26	342	111,459	248,332	14,187	262,519	1,064,998	4.06	4,152
27	343	115,490	257,789	15,269	273,058	1,107,323	4.23	4,031
28	342	118,863	255,339	15,448	270,787	1,105,780	4.28	3,413
29	342	122,600	260,896	15,856	276,752	1,118,207	4.38	3,264
30	342	125,242	268,772	15,351	284,123	1,124,263	4.44	3,378

- 平成20年度から指定管理者制度を導入。
- 平成23年度は新館移転のため平成24年1月17日に閉館。
- 平成24年度に図書館がアミコビルへ移転しリニューアルオープンした。

2 図書館事業（平成30年度）

運営方針1：子どもたちが豊かに生きるための力を身につけ、健全な成長をする支援 幼児・児童サービス

子どもが豊かに生きていくために必要な能力(感性、想像力など)を身につけるに当たり、読書活動は重要な役割を果たすものです。徳島市立図書館では、読書活動の価値を保護者に知ってもらい、幼少期より子どもが読書の楽しさを知り、読書習慣を身につけるための取組を推進し、学校や保健機関等との連携を実施しています。

また、「5階 おはなしのへや」では、1日2回の子ども向けイベントを開催しています。

(1) おはなし会・読み聞かせ

年齢別のおはなし会を通し、本との出会いの場を提供し、子どもたちに直接読書の楽しさを伝え、子どもたちの読書意欲を高めます。

	おはなし会 タイトル	実施日	開催回数	参加人数
ボランティア団体実施	楽しい朗読会	毎月第1日曜日午後	12回	190人
	おはなしとえほん	毎月第1土曜日午後	9回	98人
	えほんのよみきかせ	毎月第2土曜日午後	12回	159人
	あかちゃんといっしょ♪	毎月第3木曜日午前午後	22回	291人
	おはなしとてあそび	毎月第3土曜日午後	10回	116人
	このゆびとまれお話し	毎月第3日曜日午後	9回	179人
	おんぶとだっこふれあいあそび	毎月第4土曜日午後	12回	176人
	わくわくおはなし	毎月第1、3金曜日午後	18回	140人
	おおがたかみしばいとこうさく	3か月に一度第2土曜日午前	4回	73人
	ふくわじゅつ	3か月に一度第2土曜日午前	4回	95人
	合計		112回	1,517人
スタッフ実施	赤ちゃんプチおはなし会	毎週火曜日午前午後 (休館日除く)	76回	827人
	読書のアニメーション	毎月第4土曜日午前	12回	194人
	笑顔がひろがる♪アニメーション	毎月第3土曜日午前	11回	181人
	スタッフによるおはなし会	上記以外	368回	3,459人
	合計		467回	4,661人

(2) こども映画会（毎月第2日曜日、なつやすみ上映会）

映画会を通し、子どもたちに図書館に親しみを感じてもらい、図書館利用の促進を図ります。

開催日	タイトル	参加人数
4月8日	ミッキーマウス ミッキーの誕生日	19人
5月13日	I love Tweety Vol.1 トゥイーディーS.O.S	22人
6月10日	マイメロディの赤ずきん、キキとララの青い鳥	42人

参考資料3

7月8日	ゴンゾ宇宙に帰る	10人
8月3日	I love スヌーピー	40人
8月5日	ふるさと日本再生 日本の昔ばなし ～かちかち山～	10人
8月10日	メアリーと秘密の王国	39人
8月12日	アントブリー	10人
8月17日	トムとジェリー	17人
8月24日	ロボッツ	12人
8月31日	ふるさと日本再生 日本の昔ばなし～雪女～	12人
9月9日	トラップ一家物語	6人
10月14日	I Love Tweety 旅はネコ連れ	9人
11月11日	チップとデール リスの山小屋合戦	10人
12月9日	くるみ割り人形	15人
1月13日	リボンの騎士	14人
2月10日	くまのアーネストおじさんとセレスティータ	14人
3月10日	I love Tweety Vol.3 悪知恵合戦	18人
合 計		319人

(3) おはなし会スペシャル

パネルシアターやエプロンシアターなど、大人数でも楽しめるものや、体験的に楽しむための工作などを取り入れた、行事や季節に沿った内容のおはなし会を実施します。

開催日	タイトル	参加人数
5月5日	こどもの日のおはなし会(とくしまお話を語る会)	6人
7月7日	たなばたのおはなし会(とくしまお話を語る会)	15人
8月17日	真夏の肝だめしおはなし会(とくしまお話を語る会)	29人
12月16日	クリスマスのおはなし会(このゆびとまれ)	43人
合 計		93人

(4) 読書のアニメーションスペシャル

開催日	内容	参加人数
4月26日	神山町下分保育所 PTA総会にて親子で読書のアニメーション実施	107人
5月13日	「徳島ヴォルティスの選手がやってくる！本の世界で一緒に遊ぼう＆サイン会～わくわく読書のアニメーション～Part.2」を実施	48人
6月8日	松茂町喜来小学校 4年生、5年生、6年生の授業にて読書のアニメーションスペシャルを実施	144人

参考資料3

6月12日	四国大学文学部司書課程講義「児童サービス論」にて 読書のアニメーション講義と実演を実施	22人
7月25日	吉野川市教育委員会 「吉野川市教職員指導力・人間力向上 研修会」にて「子どもの心に本を届ける読書のアニメーション」講 演会と実演を実施	51人
7月26日	徳島県教育委員会 「授業力UP！すぐに役立つ家庭科研修 講座～めざせ！中高連携の授業づくり～」にて「子どもの心に 本を届ける読書のアニメーション」講義と実演を実施	14人
8月2日	徳島市教育委員会 徳島市読書活動推進研修会にて「子ども の心に本を届ける読書のアニメーション」講義と実演を実施	57人
8月21日	徳島県教育委員会 徳島県つながる読書推進事業「高校生の ための読み聞かせ講習会」にて「スキルアップ編 読書のアニ メーション」講義と実演を実施	26人
9月19日	徳島市教育委員会 徳島市幼・小・中・高等学校食育リーダー 研修会にて「読書のアニメーションで食育～わくわく、楽しく学 ぼう～」講義と実演を実施	70人
9月27日	徳島市入田小学校 全児童対象に「読書のアニメーションスペ シャル」を実施	69人
9月27日	徳島市入田小学校 校内教員研修会にて「読書のアニメシ オン入門編」講義と実演を実施	13人
10月31日	徳島市新町小学校 1年生、2年生の授業にて「読書のアニ メーションスペシャル」を実施	47人
11月5日	四国大学文学部図書館司書課程「図書館サービス概論」にて 「読書のアニメーション」講義と実演を実施	41人
12月19日	松茂町喜来小学校 4年生、5年生、6年生の授業にて「読書 のアニメーションスペシャル」を実施	143人
1月22日	昭和小学校にていずみ号訪問&読書のアニメーションスペシ アルを実施	87人
2月26日	松茂町喜来小学校 4年生、5年生、6年生の授業にて「読書 のアニメーションスペシャル」を実施	144人
合 計		1,083人

参考資料3

(5) ブックトーク

本を読み聞かせるのではなく、聞き手である子どもたちが読書の楽しさに気づいて興味を持ち、読書意欲を持たせるように本の内容を紹介します。

開催日	タイトル	参加人数
4月22日	楽しい絵本のお話 このゆびと一まれ どうぶつえん (このゆびとまれ)	25人
7月29日	楽しい絵本のお話このゆびと〜まれ おはなしレストラン(このゆびとまれ)	25人
8月23日	おすすめ本紹介「からだのほん」	7人
10月6日	ひらけ！絵本のとびら (四国大学ブックテラーズ「読む」を楽しむ)	48人
3月29日	ブックトーク テーマ「あな」	10人
合 計		115人

(6) 作家によるおはなし会開催 作家講演会

開催日	タイトル	参加人数
3月3日	きむらゆういち氏講演会『「あらしのよるに」のひみつ』&サイン会 (講師:きむらゆういち氏)	82人

(7) 異文化交流会 (読み聞かせ)

開催日	タイトル	参加人数
11月16日	マカさんのおはなし会(講師:メアリー・マカ氏)	82人

(8) 読書感想文講座

開催日	タイトル	参加人数
8月11日	読書感想文が苦手なお友達あつまれ！読書感想文を楽しく書こう (講師:TOSS徳島 井上和子氏)	39人

(9) 子ども司書

開催日	タイトル	参加人数
4月29日	図書館探検	21人
5月13日	修理体験	21人
6月24日	カウンター体験	22人
7月22日	調べもの体験	16人
8月19日	絵本の読み聞かせ体験 (講師:このゆびとまれ)	16人
合 計		96人

(10) 工作教室（おやこでつくってあそぼう）

開催日	タイトル	参加人数
6月30日	おやこでつくってあそぼう 折り紙でハンドスピナーを作ろう！（とくしまお話を語る会）	18人
9月29日	おやこでつくってあそぼう 紙コップと輪ゴムでクラッカーを作ろう！（とくしまお話を語る会）	15人
12月2日	年賀状作り～大好きな人へ想いを込めて図書館で年賀状を書いてみませんか？～	12人
3月2日	きむらゆういちさんとガブメイ帽子を作って遊ぼう！（講師：きむらゆういち氏）	40人
3月30日	おやこでつくってあそぼう つぼみの花がパッと見事に開くおもちやを作ろう！（とくしまお話を語る会）	9人
合計		94人

(11) 実験講座

開催日	タイトル	参加人数
7月8日	ふしぎなスライムを作ろう♪	24人
11月25日	実験講座 消えた本のナゾ～指紋採取で犯人を捜せ！～	16人
合計		40人

(12) 調べる学習支援講座 市内の団体・機関と連携した調べる学習

開催日	タイトル	参加人数
7月29日	夏休みお金フェア 調べてみよう！お金のふしぎ （講師：日本銀行徳島事務所長 本田尚氏、日本銀行徳島事務所 井内梨加氏）	26人
8月19日	いきものだいすき！ちびっこあつまれ～！！ （講師：徳島文理大学薬学部准教授 畠山大氏）	38人
10月8日	家紋イベント HEY♪カモン	10人
11月18日	調べ学習イベントのぞいてみよう！動物のひ・み・つ！ （講師：とくしま動物園北島建設の森 小川嘉弘氏）	22人
合計		96人

(13) ぬいぐるみのおとまり会

開催日	タイトル	参加人数
4月30日	ぬいぐるみのおとまり会①	44人
5月3日	ぬいぐるみのおとまり会②	45人
合計		89人

参考資料3

(14) わらべ歌講座

開催日	タイトル	参加人数
5月12日	春のわらべうた講座（とくしまわらべうたあそびの会）	16人
8月4日	夏のわらべうた講座（とくしまわらべうたあそびの会）	24人
9月29日	秋のわらべうた講座（とくしまわらべうたあそびの会）	24人
1月12日	冬のわらべうた講座（とくしまわらべうたあそびの会）	19人
3月6日	春のわらべうた講座（とくしまわらべうたあそびの会）	14人
合 計		97人

(15) 乳幼児の親子向け講座

開催日	タイトル	参加人数
11月28日	ママと赤ちゃんの簡単ベビーマッサージ （講師：ロイヤルセラピスト協会指定スクール mamaco 芦原茜子氏）	16人
3月4日	笑って過ごそう～ワッハッハ親子笑いヨガ体験教室～ （講師：中瀬勝則氏、岩野沙織氏）	18人
3月11日	にぎにぎおもちゃをつくりましょう♪	2人
合 計		36人

(16) 徳島を知ろう

開催日	タイトル	参加人数
7月22日	銅鐸プラ板キーホルダー作り（講師：徳島市考古資料館 学芸員 大栗美菜氏）	18人

(17) むかしあそびの会

開催日	タイトル	参加人数
8月27日	わらべうたであそぼう（講師：とくしまわらべうたあそびの会）	9人
2月11日	けん玉マスターになろう！（講師：徳島けん玉クラブ 唐渡義泊氏）	19人
合 計		28人

(18) 障がいを持つ子ども、保護者に対する読書支援講座

開催日	タイトル	参加人数
8月30日	三谷広さんによる手作り紙芝居の読み聞かせ（三谷広氏）	23人

(19) 出張読み聞かせ

開催日	場所	参加人数
6月30日	訪問読み聞かせの会 IN 特別養護老人ホーム「ライム」	35人
7月10日	訪問読み聞かせの会 IN 「ハートインライフ住吉」	23人
7月10日	徳島大学病院小児科（図書館おでかけ隊）	18人

参考資料3

8月11日	訪問読み聞かせの会 IN 「エクセレント徳島」	27人
8月21日	昭和児童館（図書館おでかけ隊）	29人
合 計		132人

(20) 読み聞かせボランティア育成講座

開催日	タイトル	参加人数
2月27日	お話の講習会(とくしまお話を語る会)	9人
3月18日	実践講座 はじめての読み聞かせ Part1	7人
3月25日	実践講座 はじめての読み聞かせ Part2	4人
合 計		20人

(21) 職場体験学習・インターンシップ及び職場実習の受け入れ

見 学 日	団 体 名	人数	
4月	3日 れもん徳島	3人	
	10日 れもん徳島	3人	
	17日 れもん徳島	3人	
	24日 れもん徳島	3人	
4月計	4件	12人	
5月	1日 れもん徳島	3人	
	8日 れもん徳島	3人	
	15日 れもん徳島	3人	
	22日 れもん徳島	3人	
	15日～ 17日	南部中学校3年生	2人
	29日 れもん徳島	3人	
5月計	6件	17人	
6月	5日 れもん徳島	3人	
	7日 徳島県立徳島聴覚支援学校3年生	2人	
	12日 れもん徳島	3人	
	19日 れもん徳島	3人	
	26日 れもん徳島	3人	
	27日～ 29日	鳴門教育大学附属中学校2年生	3人
6月計	6件	17人	
7月	3日 れもん徳島	3人	
	4日～ 5日	八万中学校3年生	3人
	10日 れもん徳島	3人	
	17日 れもん徳島	3人	

参考資料3

	24日	れもん徳島	3人
	31日	れもん徳島	3人
7月計		6件	18人
8月	2日～ 3日	北井上中学校2年生	2人
	7日	れもん徳島	3人
	14日	れもん徳島	3人
	21日	れもん徳島	3人
	28日	れもん徳島	3人
8月計		5件	14人
9月	4日	れもん徳島	3人
	11日	れもん徳島	3人
	18日	れもん徳島	3人
	25日	れもん徳島	3人
9月計		4件	12人
10月	2日	れもん徳島	3人
	9日	れもん徳島	3人
	10日～ 12日	川内中学校2年生	3人
	16日	れもん徳島	3人
	23日	れもん徳島	3人
	25日～ 26日	城東中学校2年生	3人
	30日	れもん徳島	3人
10月計		7件	21人
11月	6日	れもん徳島	2人
	13日	れもん徳島	2人
	14日～ 15日	城ノ内中学校2年生	3人
	20日～ 22日	国府中学校2年生	3人
	20日	れもん徳島	2人
	27日	れもん徳島	2人
11月計		6件	14人
12月	4日	れもん徳島	2人
	11日	れもん徳島	2人
	18日	れもん徳島	2人
	25日	れもん徳島	2人
12月計		4件	8人

参考資料3

1月	8日	れもん徳島	2人
	22日	れもん徳島	2人
	29日	れもん徳島	2人
1月計		3件	6人
2月	5日	れもん徳島	2人
	12日	れもん徳島	2人
	19日	れもん徳島	2人
	26日	れもん徳島	2人
2月計		4件	8人
3月	5日	れもん徳島	2人
	12日	れもん徳島	2人
	19日	れもん徳島	2人
	26日	れもん徳島	2人
3月計		4件	8人
年間合計		59件	155人

(22) ブックスタート

幼児期から本に親しむため、さらに子育て支援の一環として、徳島市在住の生後4か月から1年目の赤ちゃんとその保護者に対して、絵本等の贈呈をするとともに、読み聞かせを体験していただいています。

平成30年度 配布状況(平成29年12月～平成30年11月生まれが対象)

出生者数:2,158人、引換者数:1,679人、配布率:78%

[ブックスタート支援者養成講座]

日 程：1月27日 参加人数:24人

演 題：ブックスタートのボランティア養成講座「乳幼児における読み聞かせの大切さ」

講 師：四国大学非常勤講師 富田喜代子氏

場 所：おはなしのへや

乳幼児における読み聞かせの大切さについて、一般の方向けに講演を行いました。絵本の楽しさ、読み聞かせの力、ポイント等を、ご自身の経験を交えながら分かりやすく説明していただきました。

青少年サービス

学校活動や課外活動が多忙になり、読書活動から離れがちな青少年が、読書活動の大切さを理解し、図書館を有効に活用することで知性を育み、人生をより深く生きるための力を身につけられる支援を行っています。

ヤングアダルト(略して“YA”)とは、13歳から19歳の大人でも子どもでもない若者を示す言葉です(いわゆる中高生のこと)。そのヤングアダルト世代にいかにか本を読んでもらうか、どのようにしたら本を読んでもらえるか、ということ考えたのがヤングアダルトサービスです。

以下がヤングアダルトに対しての取組です。

(1) YAコーナーの設置

6階一般室および、移動図書館いずみ号内にコーナーを設置

(2) YA向け広報誌「としょかんヤングジャーナルホルト」の発行

(年4回：8月・11月・1月・3月)

(3) 「YA BOOK GUIDE 2019」を発行(平成31年3月15日)

(4) YA向けフリーボードの設置(毎月更新)

(5) YAボランティアの募集、活動(平成30年度活動実績 141人)

① YAボランティア活動打合せ

場所：6階 会議室など

開催日	人数	開催日	人数	開催日	人数
4月15日	10人	8月3日	13人	2月16日	12人
5月20日	22人	9月29日	18人	2月17日	11人
6月17日	15人	10月28日	18人		
7月26日	9人	11月25日	13人		

(6) YA世代を支援するイベントの開催

開催日	内 容	参加人数
7月26日	YA図書館隊によるおはなし会	13人
8月3日	YA図書館隊によるおはなし会	32人
合 計		45人

(7) 図書館利用講座の開催

開催日	内 容	参加人数
8月2日	夏のYA講座図書館スタッフになろう!	11人
8月26日	夏のYA講座図書館スタッフになろう!	10人
合 計		21人

(8) 職業選択を考えるための講演会

開催日	タイトル	参加人数
10月13日	未来創造講座～VR・ARに触れてみよう～ 仮想現実の世界(講師:株式会社ハコヤ 代表取締役 山下浩司氏)	13人

運営方針2：地域力の向上に寄与し、地域とともに成長する図書館

市民との協働・参画による図書館づくり

地域に根差した図書館を目指すとともに、図書館は地域の財産であるとする市民の意識を醸成するために、図書館活動への市民の参加の促進や、図書館の市民交流や文化振興を支援するための拠点施設としての活用など、市民生活に図書館が浸透する取組を推進します。

外部団体と連携協力した取組

(1) 徳島大学との連携

徳島大学附属図書館と徳島市立図書館は、図書館による地域貢献を果たすとともに、利用者の利便性や図書館サービスを向上させ、図書館の利用を促進し価値を高めることを目的として、それぞれの特性を活かした幅広い連携協力を推進するため、連携協力に関する協定を平成25年3月11日に締結しております。両図書館の連携協力について、次のとおり実施しています。

① 資料の相互貸借

徳島市立図書館において、徳島大学附属図書館の資料を取り寄せて、借りることができます(貸出ができない資料もあります)。また、徳島大学附属図書館において、徳島市立図書館の資料を取り寄せて、借りることができます(貸出ができない資料もあります)。

② レファレンス協力

利用者からの本や調べ物に関する相談に対して、両図書館で協力し、適切な回答ができるよう努めます。パスファインダー、ブックリストの作成や発行も行っています。

③ 展示、行事等の開催

両図書館で協力して、事業を実施しました。現在は、徳島大学の協力を得て、徳島市立図書館6階一般室に徳島大学コーナーを設置し、テーマに沿った企画展示を実施しています。

- ・「がん免疫療法」
- ・「歯周病予防から全身の健康へ」
- ・「防災のススメ」

共催イベントは以下の通りです。

開催日	内 容	参加人数
5月1日	徳島大学附属図書館・徳島市立図書館合同職員研修 「図書館とPR戦略」 講師：図書館サービス計画研究所 代表 仁上幸治氏 株式会社ハコヤ 代表取締役 山下浩司氏	47人
10月28日	図書館で健康いきいき講座 vol.4 「歯周病予防から全身の健康へー健康に役立つポイント、お伝えしますー」 講師：徳島大学大学院医歯薬学研究部口腔保健衛生学分野 教授 日野出大輔氏	16人

参考資料3

11月10日	リユースお宝市2018 徳島大学の学生、教職員を対象とし、当館で廃棄予定の資料を提供。また、データベースや電子図書館の使い方など、便利なサービスについて紹介。	8人
11月24日	全国大学ビブリオバトル2018～大阪決戦～ 四国Bブロック地区決戦 共催：阿波ビブリオバトルサポーター、徳島大学	14人
合計		85人

④ 移動図書館車の巡回（常三島及び蔵本キャンパス）

徳島市立図書館が運営する移動図書館車(巡回地で本が借りられるサービス)が、徳島大学常三島キャンパス・蔵本キャンパスに行き、サービスを提供しています。

今年度の巡回実績は、常三島キャンパスへ13回、蔵本キャンパスへ12回行いました。

⑤ 両図書館の利用促進

図書館間で、広報物等を交換し設置するなど、協力して情報発信しています。

(2) 徳島ヴォルティスとの連携

徳島市立図書館では、地域の施設・団体等と連携した事業を積極的に推進しています。なかでも、サッカーチーム徳島ヴォルティスとは下記のような協力をしています。

① 徳島ヴォルティスコナーの設置

「徳島ヴォルティスコナー」では、選手のサイン入りユニフォームや特大フラッグ、イヤーズブック等の展示、公式記録集等貸出できる資料の展示も実施しています。

② 徳島ヴォルティスとの連携事業

開催日	内 容	参加人数
5月13日 (6階テラス)	「徳島ヴォルティスの選手がやってくる！！本の世界で一緒に遊ぼう！&サイン会～わくわく読書のアニメーション～part.2」 内容：選手の読み聞かせやアニメーションを実施。イベント後はサイン会も開催しました。	48人

(3) その他団体等との連携

開催日	内 容	参加人数
5月19日	市民講座「初めての創作講座～書き方のコツを知れば、 あなたも小説が書けます！～」 共催:徳島文学協会 講師:徳島文学協会会長 佐々木義登氏	14人
11月3日	市民講座「明治150年記念特別講演 日本銀行券の誕生秘話～最初の日本銀行券は大黒さま～」 共催:日本銀行徳島事務所 講師:日本銀行徳島事務所長 本田尚氏	14人
12月2日	市民講座「ご報告講演！111年の時を超えて～日露戦争時の写真に見る日露友好の記憶から～」 講師:株式会社立木写真館 立木さとみ氏	40人
12月22日	市民講座「田丸まひるさんと冬の短歌を作ってみよう！」 共催:徳島文学協会 講師:徳島文学協会会長 佐々木義登氏 歌人 田丸まひる氏	23人
3月21日	市民講座「初めての創作講座～書き方のコツを知れば、 あなたも小説が書けます！～」 共催:徳島文学協会 講師:徳島文学協会会長 佐々木義登氏	17人
合 計		108人

ビジネス支援サービス

課題解決支援の具体的なテーマとして、立地的特性を反映し、駅前通勤者や大学生などを対象に、起業や仕事、就業等に役立つ様々なビジネス支援サービスに取り組んでいます。

(1) 商用オンラインデータベース7種の提供

データベース名	内 容	特 色
JapanKnowledgeLib (ジャパンナレッジ) 平成30年度利用 件数：1件	百科事典・辞書・ニュース・学術サイト URL 集などを集積した知識データベース	百科事典(『日本大百科全書』『ニッポニカ・プラス』)、日本語(『日本国語大辞典』『デジタル大辞泉』『字通』など)、歴史(『誰でも読める日本史年表』など)、英語(『ランダムハウス英和大事典』『e-プログレッシブ英和中辞典』『理化学英和辞典』『医学英和辞典』など)、用語・情報(『情報・知識 imidas』『会社四季報』など)、人名・文化(『日本人名大事典』『JK Who's Who』など)、記事・コラム(『週刊エコノミスト』『日本の論点』など)、叢書・URL(『東洋文庫』『新編日本古典文学全集』など)など、50以上のコンテンツからの一括検索が可能。毎月更新で最新の調べものに対応可能。
聞蔵(きくぞう)Ⅱ ビジュアル 平成30年度利用 件数：37件	朝日新聞オンライン記事	①朝日新聞 1985～、週刊朝日・AERA 全文記事データベース。最新のニュース、そして現代を検索したい方のためのメニュー。②朝日新聞縮刷版 昭和戦後紙面データベース(1945～1989)。過去のニュースをたどり、歴史を検証したい方のためのメニュー。③現代用語事典 知恵蔵(ちえぞう)。最新の現代用語を約8,000語収録。毎年春に最新版を更新。
日経テレコン 平成30年度利用 件数：63件	ビジネスデータベース	主要ビジネス情報を収録。日経4紙(『日本経済新聞』、『日経産業新聞』、『日経流通新聞』、『日経金融新聞』)の記事検索のほか、約3万社の企業情報、企業約6,000社から30万人の人事情報など、過去30年分の新聞・雑誌記事から収録。情報収集のスピードと正確性を向上する力強いデータベース。
JDreamⅢ 平成30年度利用 件数：2件	科学技術や医学・薬学関係の国内外文献情報	収録文献は6,000万件で、科学技術の全分野にわたり網羅的に収録。学協会誌(ジャーナル)、会議・論文集/予稿集、企業技報、公共資料などから検索ができ、研究者や技術情報担当者に幅広い支持。
MieNa(ミーナ) 平成30年度利用 件数：5件	市場情報評価ナビ	オンライン「エリアマーケティング」サービス。町丁目単位の商圈レポートや、市区町村、都道府県単位の地域特性レポート等を、地域を指定するだけで利用可能。
官報情報検索 サービス 平成30年度利用 件数：16件	官報	1947(昭和22)年の日本国憲法施行日から、当日発行分までの官報本誌、号外、政府調達広告版、資料版、目録の検索が可能。

参考資料3

ポプラディアネット 平成30年度利用 件数：1件	こどものための 百科事典	『総合百科事典ポプラディア』の項目が検索可能。専門家の監修、編集部責任編集により、子供たちに安心して正しい情報を提供。本文は小学生が理解できるようやさしい文章で分かりやすく解説。
--------------------------------	-----------------	---

(2) 社会人席コーナーの設置

6階一般室に社会人席コーナー19席を設置しています。社会人の方に限り、調査研究や学習のためにご利用いただけます。(平成30年度社会人席コーナー利用件数12,025件)

(3) ビジネス支援コーナーの設置

起業・経営・就職などビジネス関連資料を集めたコーナーを6階一般室に設置しています。

(4) 徳島県信用保証協会との共催イベント

開催日	内 容	参加人数
11月11日	経営者BOOK de トーク 共催：徳島県信用保証協会 講師：立木写真館 常務取締役 立木さとみ氏 BiltonFlowerDesign 代表 ビルトン育代氏	18人

**運営方針3：市民の学ぶ意欲に応え市民が学習や調査研究等をするための支援
課題解決を支援するための取組**

図書館が有する資料や情報等を活用することにより、利用者や地域、行政等が抱える様々な課題を解決するための支援を行います。

(1) 専用レファレンスカウンターの設置

図書館職員が、利用者の相談に応じて、調査・研究に必要な本の紹介、本を探すサポートを行います。

(2) パスファインダーの発行

市民の調べものを支援し調べる力を高めることを目的とし、新規に以下を作成しました。

- ① 「祖谷平家落人伝説の調べ方」(一般室)(7月)
- ② 「「星」についての本の探し方」(こども室)(8月)
- ③ 「歯周病の調べ方」(一般室)(9月)
- ④ 「阿波和三盆糖の調べ方」(一般室)(11月)
- ⑤ 「「宮沢賢治」についての本の探し方」(こども室)(1月)
- ⑥ 「「防災」についての本の探し方」(こども室)(1月)
- ⑦ 「職場のメンタルヘルスの調べ方」(一般室)(3月)

発行累計数は、一般室23件、こども室15件となった。

(3) 課題解決支援講座の開催

開催日	内 容	参加人数
7月12日	今日から使える！日経テレコン活用講座 講師:株式会社日経メディアマーケティング 藤谷徹氏	6人
9月7日	女性のためのキャリアプランニング 共催:日本FP協会 講師:ファイナンシャル・プランナー 倭和代氏	7人
9月9日	女性のためのキャリアプランニング 続編 個別相談会 共催:日本FP協会 講師:ファイナンシャル・プランナー 倭和代氏	3人
11月6日	スタッフ館内研修会 データベース「ジャパンナレッジ」講座 講師:株式会社ネットアドバンス 武智則之氏	25人
11月9日	MieNa(ミーナ)活用講座 共催:徳島県よろず支援拠点、(公財)とくしま産業振興機構 講師:徳島県よろず支援拠点コーディネーター・中小企業診断士 三谷利恵氏	5人
合 計		46人

デジタル資料の導入及び活用

電子書籍の普及とともに、市民の電子書籍に対する関心は高まっており、公共図書館においても、デジタル資料の有効な活用方を編みだすことが期待されています。図書館では、「電子図書館」を導入し、デジタル資料に関する実験的な取組を積極的に推進し、将来性・発展性のある活用方法の検討や多くの利用者が電子書籍に触れることができる機会を創出しています。

(1) 電子書籍・電子図書館イベントの開催

開催日	内 容	参加人数
6月9日	さわってあそぼう！電子図書館	12人
8月4日	さわってあそぼう！電子図書館	13人
12月23日	さわってあそぼう！電子図書館	23人
合 計		48人

「電子図書館とは」

インターネットを通じて、自宅や外出先にいながらパソコンやタブレット端末、スマートフォン等を使い、所蔵している電子書籍を閲覧することができるシステムです。「検索」「貸出」「予約」「返却」ができ、平成31年3月末現在、1,590タイトルの利用が可能です。世界の名作のほか、料理や健康関連の実用書や徳島市出身の作家「海野十三氏」の著作、絶版になっている「徳島市民双書」などを所蔵しています。また徳島市立図書館オリジナルコンテンツとして、市内在住の画家飯原一夫氏の作品を電子書籍化、公開しています（「徳島の風景今昔」「ぽんぽこー阿波の狸の物語」など）。

ご利用にあたっては、徳島市立図書館の利用者カードをお持ちの方に発行をしている電子図書館専用のIDとパスワードが必要ですが、一部地域資料やオリジナルコンテンツについてはどなたでもご覧いただくことができます。

貸出期間は15日間で同時に3冊まで借りることができ、返却日を過ぎると自動的に返却されます。

（平成30年度電子書籍閲覧回数：4,281）

その他の図書館事業

(1) 読書記録帳の発行

利用者の方に、本を更に親しんで頂きたく、銀行のATM感覚で、貸出中の本のタイトルや著者名を専用の端末機で印字する「読書記録帳」を平成30年7月11日からこども室・一般室のそれぞれに設置しました。

(2) 来館者350万人達成記念セレモニー

平成30年7月31日にアミコビル開館35周年を記念し、図書館来館者350万人達成の記念セレモニーを開催しました。

(3) 子ども読書週間行事

子ども読書週間の平成30年4月23日から5月12日の間にテーマ「くまのパディントン生誕60周年特集」に関連した資料を集め展示し、期間中にその本を借りるとスタンプを押し、2個集めるとクイズに挑戦、答えると手作りのプレゼント(パディントンにちなんだマグネット)がもらえるスタンプラリーを実施しました。

(4) 図書館まつり

平成30年10月27日から11月9日までの読書週間中に、読書振興行事として「図書館まつり」を開催し、明治時代が始まった1868年から数えて150年の節目の年を記念して、「明治150年～明治の歩みをつなぐ、つたえる～」をテーマに、明治に関する資料を集めた特別展示図書館ギャラリー展示、関連イベント、スタンプラリー、など以下の行事を実施しました。

① こども室テーマ：「明治150年特集」

I 特別展示の実施

明治にちなんだ本の展示を行いました。

II おはなしで7日間世界一周

開催日	内 容	参加人数
10月29日	スウェーデン「屋根がチーズでできた家」	8人
10月31日	ノルウェー「ホットケーキ」	20人
11月1日	ドイツ「おおかみと七ひきのこやぎ」	47人
11月2日	ロシア「三びきのクマ」	24人
11月3日	日本「三枚のお札」	8人
11月5日	アメリカ「ギーギードア」	4人
11月7日	ミャンマー「ひなどりとネコ」	22人
合 計		133人

② 一般室テーマ：「明治150年～明治の歩みをつなぐ、つたえる～」

I 特別展示の実施

- i 6階館内：資料展示「明治150年～明治の歩みをつなぐ、つたえる～」
- ii 5階図書館ギャラリー：「明治から平成へ 徳島の歩み写真展」

参考資料3

明治から平成までの徳島の移り変わりを貴重な写真と年表で振り返りました。写真は徳島市史編さん室にご協力をいただきました。

iii 6階図書館ギャラリー:「明治150年 特別展示 時代とともに移り変わるお札の歴史～明治から平成まで～」

時代とともに移り変わるお札の流れが分かる大型パネルと、貴重なお札のレプリカを日本銀行よりお借りして展示しました。

iv 6階図書館ギャラリー展示ケース:第10回貴重図書特別展示「明治維新 徳島編」

II 徳島市電子図書館:「明治150年特集」

明治時代を舞台にした小説や、明治時代について書かれた電子書籍を集めて、電子図書館内で特集しました。ポスターやバナーも作成し、利用促進を図りました。

③ 移動図書館 テーマ「明治150年特集～明治の歩みをつなぐ、つたえる～」

資料展示や移動図書館いずみ号キャラクター「いずみちゃん」のイラストが入ったブックカバーを配布しました。

④ 関連イベントの実施

開催日	内 容	参加人数
10月27日	明治150年記念特別上映会「長州ファイブ」	17人
11月3日 (再掲)	明治150年記念特別講演「日本銀行券の誕生秘話～最初の日 本銀行券は大黒さま～」 講師:日本銀行徳島事務所 本田尚氏	14人
合 計		31人

(5) 6階テラスでのイベント

開催日	イベント内容	参加人数
5月13日 (再掲)	徳島ヴォルティスの選手がやってくる!! 本の世界で一緒に遊ぼう! & サイン会～わくわく読書のアニメーション～Part.2	48人
8月18日	お着物デュオつむぎ ランチタイムコンサート	62人
9月29日	リコーダーコンサート リコーダー音風景 Vol.6	23人
10月21日	オカリナコンサート	14人
合 計		147人

(6) 各種講座・イベントの開催

開催日	内 容	参加人数
4月29日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.11	17人
5月26日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.12	1人
5月27日	第.39回 住友美代子の朗読会	20人
6月23日	バリアフリー映画上映会「天国からのエール」	60人
6月24日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.13	6人
7月15日	第40回 住友美代子の朗読会	27人
7月21日	図書館を知るイベント第1弾 図書館まるごとバックヤードツアー	10人
7月22日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.14	2人
8月5日	徳島市立考古資料館 サマーフェスティバル×いずみ号	52人
8月18日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.15	4人
9月15日	図書館を知るイベント第2弾 修理体験講座	6人
9月16日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.16	6人
9月23日	第41回 住友美代子の朗読会「観月朗読会」	40人
10月7日	徳島市立考古資料館 文化財まつり×いずみ号	45人
10月13日	第11回 図書館資料片手に街角散歩2018～徳島ひょうたん島を巡る小さな旅～	2人
10月14日	第12回 図書館資料片手に街角散歩2018～徳島ひょうたん島を巡る小さな旅～	4人
10月19日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.17	7人
11月17日	図書館を知るイベント第3弾 図書館まるごとバックヤードツアー	8人
11月18日	第42回 住友美代子の朗読会	17人
11月23日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.18	7人
12月2日 (再掲)	ご報告講演！111年の時を超えて～日露戦争時の写真に見る日露友好の記憶から～	40人
12月16日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.19	3人
1月2日～ 1月6日	図書館おみくじ2019(一般室)	316人
1月2日～ 1月8日	新春福袋2019(一般室)	73人
1月2日～ 1月8日	新春おみくじ(こども室)	990人
1月2日～ 1月8日	本の福袋(こども室)	50人

参考資料3

1月6日	おたのしみ抽選会 雑誌等の付録を景品とし、空くじなしの抽選会で、当たりくじを図書カードとした。合せて雑誌のリサイクル市も実施。	100人
1月14日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.20	5人
1月16日	読み聞かせボランティア団体活動説明会	8人
1月20日	第43回 住友美代子の朗読会	30人
2月24日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.21	2人
3月17日	第44回 住友美代子の朗読会	27人
3月24日	図書館でゆるりゆるりと寄り道～本と人と語らいを～ Vol.22	1人
合計		1,986人

(7) 一般向け上映会の開催

開催日	タイトル	参加人数
4月27日	「最高の人生のつくり方」	22人
5月25日	「ナルニア国物語 第3章 アスラン王と魔法の島」	10人
6月29日	「六月燈の三姉妹」	11人
7月27日	「ミツバチのささやき」	18人
8月31日	「ハルをさがして」	12人
9月28日	「リザとキツネと恋する死者」	16人
10月26日	「4分間のピアニスト」	15人
10月27日	明治150年記念特別上映会「長州ファイブ」(再掲)	17人
11月30日	「死にゆく妻との旅路」	17人
12月21日	「続・深夜食堂」	16人
1月25日	「パリの恋人」	22人
2月22日	「ある天文学者の恋文」	16人
3月22日	「BALLAD-名もなき恋のうた-」	19人
合計		211人

(8) 平成30年度展示一覧

◆ 5階 こども室

テーマ	期間
地図の日	4月1日～4月30日
こどもの読書週間展示 くまのパディントン生誕60周年特集	4月23日～5月12日
追悼展示 かこさとしさん	5月7日～5月31日
とり	5月12日～5月31日
七夕	6月1日～7月7日
夏休みにこの1冊	6月1日～8月31日
課題図書・読書感想文の本	6月1日～8月31日

参考資料3

お金のブックコーナー	7月21日～8月31日
調べる学習コンクール作品展示	7月21日～9月30日
イベント関連展示 弥生時代の本	7月22日
追悼展示 チェブラーシカ作者 エドゥアルド・ウスペンスキーさん	8月15日～9月15日
イベント関連展示 虫博士いきものだいすき！ちびっこあつまれ～！！	8月19日
追悼展示 さくらももこさん	8月28日～9月30日
おつきみ	9月1日～9月24日
生物多様性の本棚	9月1日～9月30日
ハロウィン	9月25日～10月31日
目と頭のたいそうの本	10月1日～10月31日
秋の読書週間 図書館まつり 明治150年特集 ～明治の歩みをつなぐ、つたえる～	10月27日～11月9日
どうかわたしを借りてください	11月9日～11月30日
クリスマス	12月1日～12月31日
子どもも楽しめる、親子で読める一般室の本特集	12月25日～1月31日
お正月、十二支	12月26日～1月7日
せつぶん・おに	1月8日～2月3日
かぜ・ウイルスの本	2月1日～2月28日
きむらゆういち氏 関連本特集	2月1日～3月31日
ひなまつり	2月4日～3月3日
おわかれ	3月1日～3月31日
追悼展示 上野紀子さん	3月19日～3月31日

◆ 6階 一般室

テーマ	期 間
4月30日は図書館記念日	4月1日～4月30日
追悼展示 高畑勲氏	4月5日～4月22日
本屋大賞2018	4月13日～4月30日
追悼展示 加藤廣氏	4月22日～4月30日
研修関連展示 サイン・図書館に関する本	5月2日～5月12日
休日の過ごし方	5月2日～5月31日
マチアソビ勝手に応援展示	5月3日～5月12日
追悼展示 古川薫氏	5月7日～5月31日
イベント関連展示 徳島ヴォルティス選手のおすすめ本あつめました	5月13日～5月20日
南部中学校3年生職場体験 生徒が選んだおすすめの本	5月17日～5月31日

参考資料3

イベント関連展示 初めての創作講座 ～書き方のコツを知れば、あなたも小説が書けます！～	5月19日～5月26日
追悼 津本陽氏	5月31日～6月14日
イベント関連展示 バリアフリー映画上映会関連展示	5月31日～7月2日
世界の美しい〇〇	6月1日～6月30日
ビジネス書大賞展示	6月14日～6月21日
鳴門教育大学附属中学校2年生職場体験 生徒が選んだおすすめの本	6月29日～7月8日
ひやっと身体が涼しくなるもの	7月1日～7月31日
追悼展示 桂歌丸氏	7月4日～7月14日
2018 FIFA ワールドカップ	7月4日～7月14日
祭り特集	7月16日～8月31日
芥川賞・直木賞受賞作品決定！	7月21日～7月31日
岩合光昭特集 ねこといぬ	8月1日～8月22日
さあ、どっちにいく？	8月1日～8月31日
イベント関連展示 お着物デュオつむぎ 「ランチタイムコンサート」	8月18日～8月25日
生誕100年 ターシャ・テューダー	8月22日～9月8日
追悼展示 さくらももこ氏	8月28日～8月31日
防災特集	9月1日～9月20日
須賀敦子没後20年特集	9月1日～9月30日
イベント関連展示 キャリアプランニング	9月9日～9月16日
イベント関連展示 図書館でゆるりゆるりと寄り道	9月17日～10月19日
刀剣特集	9月20日～10月18日
ゆ	10月1日～10月31日
ハロウィン	10月18日～10月31日
イベント関連展示 オカリナコンサート	10月21日
秋の読書週間 図書館まつり 明治150年 ～明治の歩みをつなぐ、つたえる～	10月27日～11月9日
皇后美智子様ご愛読 ジーヴス特集	10月29日～11月9日
イベント関連展示 明治150年～明治の歩みをつなぐつたえる～	11月10日～12月2日
イベント関連展示 経営者 Book de トーク	11月13日～11月25日
映画「こんな夜更けにバナナかよ」タイアップ展示	12月2日～1月31日
クリスマス関連の本	12月3日～12月31日
12月25日生まれの作家・文学者の本	12月3日～12月31日
イベント関連展示 田丸まひるさんと冬の短歌を作ってみよう！	12月22日～12月31日
大人にこそ読んでほしい絵本特集	1月2日～2月4日
追悼展示 梅原猛氏	1月16日～1月31日

参考資料3

第160回芥川賞・直木賞の受賞作が発表されました！	1月17日～2月28日
追悼展示 橋本治氏	2月1日～2月11日
贈り物特集	2月1日～2月27日
きむらゆういち氏 関連本特集	2月1日～3月3日
追悼展示 堺屋太一氏	2月11日～2月27日
追悼展示 吉野匠氏	2月24日～3月10日
追悼展示 ドナルド・キーン氏	2月27日～3月17日
書庫に眠っていた各市町村史特集	2月22日～4月30日
観光特集第1弾 徳島県内観光パンフレット特集	2月22日～4月30日
家庭菜園	3月1日～3月31日
本屋大賞	3月1日～3月31日
イベント関連展示 2019. 3. 8-10 徳島映画祭開催！	3月3日～3月17日
図書館をもっと身近に暮らしのなかに2019	3月20日～5月6日
マイナンバーカードで図書館の本を借りることができます	3月26日～5月31日
追悼展示 吉沢久子氏	3月27日～4月15日

◆ 徳大コーナー展示

テーマ	期 間
がん免疫療法	4月4日～7月2日
歯周病予防から全身の健康へ	8月8日～11月5日
防災のススメ	11月7日～3月31日

◆ 健康情報コーナー展示

テーマ	期 間
がん免疫療法	8月8日～
歯周病予防から全身の健康へ	11月7日～

◆ ビジネス支援コーナー展示

テーマ	期 間
新社会人特集	4月4日～7月2日
がんばるあなたを応援したい特集	7月4日～10月1日
社史・会社案内特集	10月3日～12月31日
新しい環境で働く方へ	2月6日～5月6日

◆ 移動図書館車 いずみ号での展示（※は本館での展示）

テーマ	期 間
おでかけ	4月4日～4月28日
ピンクと白の本 ※	4月4日～4月30日
辻村深月氏特集	4月11日～4月21日

参考資料3

グルメ本	5月2日～6月6日
赤い本 ※	5月2日～6月6日
追悼展示 加古里子氏	5月9日～5月25日
追悼展示 高畑勲氏	5月10日～6月2日
追悼展示 津本陽氏	5月30日～6月15日
白と赤い本 ※	6月6日～7月2日
ハンドメイド特集	6月6日～7月2日
涼しい色表紙の読み物	7月4日～8月6日
スッキリ爽快夏の1冊	7月4日～8月6日
夏休みにこの1冊	7月14日～7月30日
芥川賞・直木賞受賞者特集	7月19日～7月30日
自由研究・工作・読書感想文おすすめ本	8月5日～8月31日
緑色の本 ※	8月8日～9月3日
背筋が冷たくなる本	8月8日～9月3日
追悼展示 さくらももこさん	8月29日～9月5日
ひらがなタイトルの本 ※	9月5日～10月1日
過去の話題本	9月5日～10月1日
文庫本～秋の夜長にたっぷり読書～	10月3日～10月28日
背表紙がオレンジ色の本	10月3日～11月1日
秋の読書週間 図書館まつり 明治150年特集～明治の歩みをつなぐつたえる～	10月29日～11月10日
体に11(いい)本	11月7日～12月3日
黄色い背表紙の本 ※	11月7日～12月3日
お金に関する本	12月5日～12月27日
干支の動物たち ※	12月5日～12月31日
シリーズの第1巻	12月31日～1月31日
シリーズの第1巻 ※	1月4日～1月31日
第160回芥川賞・直木賞受賞作家作品	1月17日～2月9日
お菓子作りの本	2月6日～3月4日
お菓子作りの本 ※	2月9日～3月4日
防災特集	3月6日～3月30日
たべもの特集	3月6日～3月31日
追悼展示 上野紀子さん	3月15日～3月30日

◆ 5階 図書館ギャラリー

テーマ	期 間
二人展 そうめん物語Ⅱ	4月1日～4月30日
徳島市中央公民館 表装講座 受講者展	5月3日～5月31日

参考資料3

徳島市中央公民館 絵手紙B講座 受講者作品展 あなたに逢いたくて	6月3日～6月30日
徳島市中央公民館 絵手紙B講座 受講者作品展 ちぎって重ねて表現	7月1日～7月30日
阿波おどり写真展	8月3日～8月29日
自殺予防に関するパネル展示	9月3日～9月28日
アザラシちゃんの写真 (ナカちゃん、オオちゃん、ココちゃん)	10月1日～10月21日
秋の読書週間 図書館まつり 明治150年特集 明治から平成へ 徳島の歩み写真展	10月27日～11月7日
白うめ幼稚園 卒園記念絵画展	2月2日～2月15日
100cm kids 等身大写真展	3月16日～3月31日

◆ 6階 通路ギャラリー、展示ケース

テーマ	期 間
二人展	4月1日～4月28日
かがりてまり展	4月1日～4月29日
短歌と彩り作品展(徳島短歌)	5月2日～5月28日
すこやか写真展	7月5日～7月31日
阿波おどり写真展	8月3日～8月29日
中国四国農政局 移動消費者の部屋 in 徳島	9月5日～9月27日
間嶋龍臣・間嶋高子 7×3作品展	10月1日～10月25日
秋の読書週間 図書館まつり 「明治150年」特別展示 時代とともに移り変わるお札の歴史～明治から平成まで～	11月3日～11月18日
いいこといっぱいのおしあわせなどしてありますように。	1月6日～1月30日
彫紙アート・写仏塗り絵	3月1日～3月31日

◆ 6階エレベーターホール 展示ケース

テーマ	期 間
第9回貴重図書特別展示 「阿波藩撰博物誌 阿淡産志」	4月4日～7月2日
図書館でお金の歴史やひみつを探ろう!	7月21日～8月6日
第10回貴重図書特別展示 「明治維新 徳島編」	8月8日～12月3日
第11回貴重図書特別展示 「阿波藩撰博物誌 阿淡産志」	12月5日～4月1日

(9) 図書館見学

月	件 数	人 数
4月	18件	199人
5月	28件	611人

参考資料3

6月	26件	437人
7月	19件	188人
8月	31件	416人
9月	23件	277人
10月	21件	490人
11月	23件	596人
12月	19件	181人
1月	20件	233人
2月	21件	292人
3月	31件	467人
合計	280件	4,387人

(10) 利便性向上のための取組

① 自動貸出機の導入

利用者自身が図書館資料に貼付されたICタグを自動貸出機により、簡単に貸出処理を行えます。利便性の向上とともに、プライバシーの保護にもつながるサービスです。

② 返却ポストの運営

アミコビル1階、JR徳島駅舎内、徳島市中央公民館前の3か所に返却ポストを設置しています。アミコビル1階・徳島市中央公民館前の返却ポストは24時間利用可能、JR徳島駅舎内のポストは列車運行時間内のみ利用可能です(阿波おどり期間除く)。

③ 在宅送本サービスの拡大

身体が不自由等の理由で図書館来館が困難な方への、図書館資料のお届けサービスです。
(平成30年度実績:送本回数 64回、送本冊数 821冊)

④ 配本サービスの拡大(配本箇所:70箇所)

幼稚園、小学校、地域の公民館等、団体に対しての本の供給サービスです。

⑤ 移動図書館巡回地の拡大(巡回箇所:78箇所)

移動図書館いずみ号の巡回場所を順次拡大しています。地域の利用者の利便性を高めるため、地元の方々のご理解、ご協力を得て実現しております。

⑥ ブックシャワーの設置

5階子ども室、6階一般室にブックシャワーを設置しています。

機械の中に本を入れてボタンを押し、30秒～1分間待つだけの簡単な操作で、本についての細菌やほこりを除去することができます。

参考資料3

⑦ 音楽配信サービス(ナクソス・ミュージック・ライブラリー)

インターネットを通じて、自宅のパソコン等を利用して無料で音楽が聴けるサービスです。現在、クラシック、ジャズおよび民族音楽など、CD約12,800枚が配信されています。利用にあたっては、徳島市立図書館の利用者カード登録者に発行しているナクソス・ミュージック・ライブラリー専用のIDとパスワードが必要です。パスワードは、初回ログイン時より30日間利用できます。期限が過ぎた場合には再度申請することもできます。

(平成30年度ログイン件数:4,829件)

⑧ 対面朗読サービス

視覚障がいをお持ちの方に対して、対面朗読サービスを実施しています。対面朗読ボランティアが読み聞かせをするサービスです。

(平成30年度実績:35回)

⑨ 新着図書お知らせサービス

利用者が、興味のあるキーワードをあらかじめ登録しておく、そのキーワードに合った図書が新しく入った場合、定期的にメールで通知するサービスです。例えば、「好きな作家の本が読みたい」と思ったときに、そのキーワードを登録しておき、図書館にその作家の新着図書が入るとメールでお知らせが届きます。

(11) 広報活動

① 図書館だよりの発行

広報名	発行場所、発行者	発行頻度
徳島市立図書館だより	一般室	毎月
こどもとしょかんだより	こども室	毎月
いずみ号だより	移動図書館	年4回
としょかんヤングジャーナルホルト	YA担当スタッフ YAボランティア	年4回
徳島市電子図書館 電子図書館からのお知らせ	電子図書館担当スタッフ	毎月

② 図書館ホームページの掲載

図書館ホームページでは、蔵書検索や本の予約、リクエストなどが行えます。また、利用状況の確認等ができるサービスも利用できるほか、図書館で行う様々なイベントやお知らせなどを随時更新し、積極的な情報発信に努めています。

また、ホームページから「徳島市電子図書館」、音楽配信サービスの「ナクソス・ミュージック・ライブラリー」などを利用することもできます。

(平成30年度アクセス件数:254,618件)

参考資料3

③ 新聞・雑誌取材

掲載紙・掲載誌	内容・掲載日・掲載号	取材日
徳島新聞(朝刊・夕刊・WEB版)	5月13日 徳島ヴォルティス連携イベント 「徳島ヴォルティスの選手がやってくる! 本の世界で一緒に遊ぼう&サイン会 ~わくわく読書のアニメーション~Part.2」について	5月13日
	5月22日 授乳室が「とくしま赤ちゃんの駅」として登録されたことを受け設備内容や利用方法を紹介	5月18日
	6月19日 「とくしまお話を語る会」の図書館での活動について	6月14日
	7月25日 読書記録帳の概要、利用方法について	7月19日
	8月12日 徳島新聞紙面「ニチャンコーナー」にてYAボランティアによるおはなし会の様子や、活動内容について掲載	7月26日
	7月30日 イベント「調べてみよう! お金のふしぎ」について	7月29日
	8月1日 「祝・来館者350万人達成記念セレモニー」について	7月31日
	12月1日 立木さとみ氏の講演「111年の時を超えて~日露戦争時の写真に見る日露友好の記憶から~」について ※他、イベント情報は定期的に掲載	11月29日
とくしん通信	6月15日 とくしん通信Vol.48 移動図書館いずみ号の概要、巡回の様子、利用案内について	6月6日
朝日新聞	7月12日 読書記録帳の概要、利用方法について	7月11日
	7月29日 「夏のお金フェア」について	7月21日
読売新聞	7月22日 読書記録帳の概要、利用方法について	7月12日
	11月14日 徳島市電子図書館について	11月13日

④ テレビ・ラジオ取材

・四国放送

放送件数 1件

番組名	放映日	内容	取材日
マイシティとくしま	10月28日	図書館概要、図書館サービス、イベントについて	9月13日

参考資料3

・NHK

放送件数 1件

番組名	放映日	内容	取材日
NHK徳島放送局 「四国おひるのクロー バー」	6月1日	図書館概要、館内や開催イベントの 様子、スタッフのよるおすすめ本を紹 介	5月24日 5月25日 5月31日

・テレビトクシマ

放送件数 8件

番組名	放映日	内容	取材日
徳島市NOW	6月4日～ 6月10日	イベント「おんぶとだっこのふれあいあ そび」について	5月26日
徳島市NOW	6月4日～ 6月10日	イベント「図書館でゆるりゆるりと寄り道 ～本と人と語らいを～Vol.12」につい て	5月26日
らぶ！らぶ！徳島	6月20日	移動図書館いずみ号の概要、巡回の 様子、利用案内について	6月20日
徳島市NOW	8月27日～ 9月2日	イベント「虫博士 いきものだいすき！ ちびっこあつまれ～！！」について	8月19日
徳島市NOW	9月10日～ 9月16日	イベント「夏のYA講座 図書館スタッ フになろう！」について	8月26日
徳島市NOW	9月24日～ 9月30日	イベント「本の修理と装備体験」につい て	9月15日
らぶ！らぶ！徳島	11月28日	阿波ビブリオバトルサポーターによる イベント「全国大学ビブリオバトル201 8 大阪決戦 四国Bブロック地区決 戦」について	11月24日
徳島市NOW	3月18日～ 3月24日	イベント「きむらゆういちさんとカブメイ 帽子を作って遊ぼう！」について	3月2日

・国府町テレビ

放送件数 1件

番組名	放映日	内容	取材日
情報マルシェみるで る	8月31日 9月1日	移動図書館いずみ号が徳島市立考 古資料館のイベントに参加している様 子を撮影	8月5日

参考資料3

・ラジオ NHK徳島放送局

放送件数 2件

番組名	放映日	内容	取材日
FMびざん 「B-STEP TALKING」	4月3日	図書館の利用案内、サービス内容	4月3日
FMゆーとびあ 「おしゃべりミュージック BOX」	12月6日	イベント「子ども司書」について	11月19日

⑤ その他（インターネットなど）

掲載先	掲載日	内容	取材日
徳島ヴォルティス ホームページ	5月13日	徳島ヴォルティス連携イベント「徳島ヴォルティスの選手がやってくる！本の世界で一緒に遊ぼう&サイン会～わくわく読書のアニメーション～Part.2」について	5月13日
広報とくしま	6月15日	徳島ヴォルティス連携イベント「徳島ヴォルティスの選手がやってくる！本の世界で一緒に遊ぼう&サイン会～わくわく読書のアニメーション～Part.2」について	5月13日
徳島市ホームページ	8月10日	「祝・来館者350万人達成記念セレモニー」について	7月31日
四国大学 ホームページ他	4月22日	イベント「ブックトーク ひらけ！絵本のとびら」について	10月6日
広報とくしま	11月15日	子育て支援「ブックスタート活動」について	10月13日
広報とくしま	12月15日	イベント「のぞいてみよう！動物のひ・み・つ！」について	11月18日
広報とくしま	4月15日	イベント「きむらゆういちさんとカブメイ帽子を作って遊ぼう！」について	3月2日

3 第三者に委託している業務一覧（平成30年度）

- ・ 移動図書館車運転業務
- ・ 図書館部門清掃・植栽管理業務
- ・ 保安警備業務
- ・ 図書館6階連絡通路清掃業務

4 管理運営経費の状況

費 目	金 額 (単位:千円)		備 考	
	平成29年度	平成30年度		
人件費	151,394	150,753	スタッフ給与、福利厚生費、交通費等	
管理費	光熱水費	13,400	13,683	電気料金(本館、移動図書館)等
	消耗品費	3,897	3,110	事務用品費等
	修繕費	1,025	1,226	修繕費
	通信費	1,516	1,575	電話料金、インターネット通信料、郵送費等
	保険料	395	465	自動車保険、施設賠償保険等
	賃借料	1,353	1,927	複写機使用料、事務用パソコンリース等
	車両維持費	356	245	車両修理、車検代等
	委託料	24,629	24,411	施設維持管理、清掃、移動図書館車運転、警備等
	印刷製本費	192	164	図書館概要、パンフレット印刷費等
	旅費交通費	812	818	旅費交通費、ガソリン代等
その他	252	243	支払手数料、諸会費、会議費、雑費等	
事業費	図書館事業費	3,191	2,781	講師謝礼、有料データベース等
	ブックスタート事業費	2,021	3,661	ブックスタート図書購入費
	その他事業費	3,250	4,528	電子図書館経費等
図書購入費	57,739	57,382	図書、雑誌、新聞、視聴覚資料等購入費、マーク代	
合計	265,422	266,972		

平成29年度 徳島市立図書館管理運営状況の評価

1 目標の達成度					
評価項目	目標値	単位	備考	実績	評価
基本的事項					
入館者数	550,000	人/年	過去の実績に基づく	555,798	S
貸出冊数	1,000,000	冊/年	≒3,000冊×342日(館外貸出冊数含む)	1,118,207	S
新規登録者数	4,000	件/年	≒330件×12カ月	3,264	B
貸出者数	260,000	人/年	徳島市の人口相当数	276,752	S
展示	72	回/年	≒6回×12カ月(館内・ギャラリー含む)	135	S
所見	<p>図書館が基本的な役割(展示)を果たし、どれだけ活用されているか(入館者数、貸出冊数等)を評価する項目であるが、「新規登録者数」以外は目標値を大きく上回って達成することができた。現在地へ移転し5年という節目を迎え、目新しさが薄れてきたところではあったが、「5周年記念」と銘打ち、1年間かけて様々なイベント等を行いスタッフ全員で盛り上げた結果、大きな成果を残すことができた。</p> <p>「入館者数」については、昨年度の実績は下回ったものの、55万人を超え、目標値を達成することができた。平成27年度に過去最高値を記録した後、徐々に減少傾向にあるが、上記のように今年度は「5周年記念」を掲げ、図書館キャラクターの人気投票や缶バッジの作成、絵本作家を招いてのワークショップ及び講演会の開催など、スタッフが一丸となり工夫し盛り上げたことで今後に繋がる手応えを感じた。</p> <p>「貸出冊数」及び「貸出者数」については、過去最高値を記録することができた。入館者数が減少しているのに対し、これら利用の数字は増加傾向にあり、多くのリピーターを確保できている。</p> <p>「新規登録者数」については、昨年度同様年間を通じて低調が続き、目標を達成できなかった。新たな利用者の開拓を目指し、創意工夫ある取り組みを期待したい。</p> <p>「展示」については、時季に合ったものや話題のものなどタイムリーな展示を心掛けたほか、本館では「貴重図書特別展示」、移動図書館では「表紙の色別」や「書架の上部にある本」などの特色ある展示を行った。これらの取り組みにより、利用者と新たな本との出会いを創出し、利用の増加に繋げることができた。</p>				
運営方針①(子どもの成長支援)					
子どもサービス参加人数	6,800	人/年	≒20人×342日	7,010	S
ブック・トーク(アニメーションSP含む)	11	回/年	事業計画書+館外実施回数	15	S
ブックスタートの配布率	80	%/年	過去の実績に基づく	79	B
ヤングアダルト向け広報誌の作成数	4	回/年	3カ月に1回	4	A
所見	<p>図書館が運営方針「子どもたちが豊かに生きるための力を身につけ健全な成長をする支援」を果たすことができているか評価する項目であるが、「ブックスタートの配布率」以外の項目において目標値を達成することができた。</p> <p>「子どもサービスの参加人数」は、7千人を超え、目標値を達成できた。今年度に、子ども室スタッフが考案し、通常のおはなし会に折り紙や工作等をプラスし、参加人数を増やすための新しい取り組みを開始した。このような地道な努力に加え、副館長を中心に行う「読書のアニメーション」や館長が行う「マジックショー」など、図書館スタッフの頑張りがあったの目標達成となった。</p> <p>「ブック・トーク(アニメーションSP含む)」は館外でのアニメーション実施を積極的に行い、事業計画を上回る実績を残すことができた。</p> <p>「ブックスタートの配布率」は、目標値を若干下回り、残念であった。改善を期待したい。</p> <p>「ヤングアダルト向け広報誌の作成数」については、事業計画書に沿って発行し、着実に目標値を達成することができた。</p>				
運営方針②(地域の成長支援)					
ボランティアスタッフの増	5	人/年	ヤングアダルトボランティア含む	10	S
外部団体との連携事業	60	件/年	≒5件×12カ月	81	S
高齢者施設との連携事業	3	件/年		3	A
データベースの利用	120	件/年	「官報」・「聞蔵Ⅱ」・「JdreamⅢ」・「ジャパンレッジ」・「日経テレコン」	86	B
所見	<p>図書館が運営方針「地域力の向上に寄与し、地域とともに成長する図書館」を果たすことができているか評価する項目だが、「データベースの利用」以外は目標値を達成することができた。</p> <p>「ボランティアスタッフの増」については、ヤングアダルトボランティアの登録がまとまっており、目標値を大きく上回り達成することができた。多くの方々に図書館事業に関わってもらうことで、図書館を知ってもらい、結果地域の成長支援に繋がることができるよう、来年度も募集に力を入れてもらいたい。</p> <p>「外部団体との連携事業」については、昨年度と同様に目標値を大きく上回ることができた。様々な外部団体と繋がることで図書館事業の幅を広げ、市民に色々な形で還元できた。</p> <p>「高齢者施設との連携事業」については、事業計画書に沿って事業を行い、成果を残すことができた。今後も、できるだけ新規開拓を行い、地域の成長支援に貢献してもらいたい。</p> <p>「データベースの利用」については、昨年度から引き続き利用が低迷し、目標値を達成できなかった。今後抜本的な対策が必要である。</p>				

運営方針③(市民の学習支援)				
レファレンス件数	800	件/年	過去の実績に基づく	839 A
テーマ別書架の設置・更新数	10	件/年	ビジネス支援コーナー・ヤングアダルトコーナー除く	10 A
パスファインダー等の作成数	11	件/年	事業計画書に基づく	15 S
電子図書館の閲覧回数	3,600	回/年	≒300回以上×12カ月	4,441 S
社会人席の利用者数	10,000	人/年	過去の実績に基づく	10,960 S
所見	<p>図書館が運営方針「市民の学ぶ意欲に応え市民が学習や調査研究等をするための支援」を果たすことができているか評価する項目だが、全ての項目で目標値を達成することができた。</p> <p>「レファレンス件数」については、目標値を達成し、図書館が持つ本来の専門的な役割(調査・研究の支援)を果たすことができた。今年度は件数をカウントする基準が一定しなかったため、年間を通じて同じ基準・方法でカウントができるようにしてもらいたい。</p> <p>「テーマ別書架の設置・更新数」については、事業計画書どおり実施できた。</p> <p>「パスファインダー等の作成数」については、事業計画書の水準を上回る実績を残せた。新規パスファインダーやブックリストにより、市民が色々なテーマで調べ学習をするための支援を行うことができた。</p> <p>「電子図書館の閲覧冊数」については、目標を大きく上回り達成できた。電子図書館への需要は今後も増えていくと考えられるので、内容の充実を図ってもらいたい。</p> <p>「社会人席の利用者数」については、1万人を超える利用があり、目標値を上回り大きな実績を残すことができた。利用も多いが課題も多く、今後改善の余地があるので、協議を行いながらより良い環境を利用者に提供できるよう知恵を絞ってもらいたい。</p>			
利用促進				
一般向けイベント	50	件/年	≒4件×12カ月	63 S
在宅送本	100	件/年	≒8件×12カ月	97 B
いずみ号を使ったイベント開催数	2	件/年		2 A
広報活動①(メディア掲載数等)	24	件/年	毎月2件以上を目標とする	25 S
広報活動②(ホームページ掲載数・チラシ作成数)	120	件/年	定例的なものを除く	228 S
自動貸出機の利用率	30	%/年		33 A
所見	<p>図書館では、上記運営方針とともに「新しい利用者の拡大」を重視しているため、図書館が市民に身近なものとなり生活に浸透していくことを目指して、利用促進にどれだけ取り組んでいるかについて評価する項目である。利用を促進するための様々な取組を挙げているが、「在宅送本」以外の項目で目標値を達成できており、全体的に大きな成果をあげることができた。</p> <p>「一般向けイベント」については、目標値を大幅に超えて達成することができた。今年度はフリートークイベント「図書館でゆるりゆるりと寄り道」を年間通じて行い、時間帯を変えたり、年代を変えたりしながら、色々な層が参加できるよう工夫がされていた。</p> <p>「在宅送本」については、目標値を若干下回り達成することができなかったが、実績としてはまずまずの成果を残せた。</p> <p>「いずみ号を使ったイベント開催数」については、事業計画書どおり実施し、目標を達成できた。通常の巡回とは別に学校等に出向き、いずみ号の見学やおはなし会を行うことで、いずみ号を知ってもらうことができ、新たな利用者の拡大に寄与することができた。</p> <p>「広報活動①」については、昨年度に引き続き目標値を上回ることができた。メディアに取り上げられたことで、多くの方に図書館の存在を知ってもらうことができ、図書館を知らない層へのアピールになった。</p> <p>「広報活動②」については、目標値を大幅に上回る実績を残すことができた。イベントチラシ作成にも工夫を凝らし、よりアピール力を高めるデザイン、こまめに作成しホームページに掲載、館内での掲示、各所への配布等を通じて、より多くの人に広報できるよう努めた。</p> <p>「自動貸出機の利用率」については、前年度並の利用率を維持できている。</p>			
2 仕様書等に定める管理運営水準の達成状況				
管理運営水準(適正な管理運営、事業計画の達成・サービスの水準、収支等)				
所見	<p>モニタリング(事業報告、連絡調整会議、実地調査等)を通じて、概ね問題はなかったが、管理運営体制(司書の配置)及び教育委員会への報告(月次報告書の提出)について、改善を要する点があった。</p>			A
総合点数(100点満点)		81点	総合評価(S~C)	S

【評価基準(1目標の達成度)】

- S:優れた事業や取組が見られ、目標値を大きく上回る顕著な成果があった。
- A:事業計画のとおり事業を実施し、目標値を達成することができた。
- B:事業計画のとおり実施したが、目標値を達成することができなかった。
- C:事業計画のとおり実施できず又は実施したが工夫が見られず、目標値を達成できなかった。

【評価基準(2仕様書等に定める管理運営水準の達成状況)】

- S:仕様書等に定める管理運営水準を達成できており、問題は見当たらなかった。
- A:仕様書等に定める管理運営水準について、改善を要する軽微な事項があった。
- B:仕様書等に定める管理運営水準について、改善を要する軽微な事項が多数あった。
- C:仕様書等に定める管理運営水準について、重大な瑕疵があった。(または業務改善に関する通知書を受けた。)

【総合評価】

- S(80点以上):管理運営状況は著しく良好である。今後も継続して同様の取組を推進すること。
- A(70点以上):管理運営状況は概ね良好である。更なる発展のための取組を行うことが望ましい。
- B(60点以上):管理運営状況は水準並みと認められるが不十分な面もある。事業の総括等が必要である。
- C(60点未満):管理運営状況に問題が見られる。問題点を早急に整理し、事業の見直し等を行うこと。

平成30年度 徳島市立図書館管理運営状況の評価

1 目標の達成度					
評価項目	目標値	単位	備考	実績	評価
基本的事項					
入館者数	550,000	人/年	過去の実績に基づく	563,961	S
貸出冊数	1,100,000	冊/年	≒3,000冊×343日(館外貸出冊数含む)	1,124,263	S
新規登録者数	3,600	件/年	≒300件×12カ月	3,378	B
貸出者数	270,000	人/年	過去の実績に基づく	284,123	S
展示	100	回/年	≒8回×12カ月(館内・ギャラリー含む)	135	S
所見	<p>この項目は、図書館が基本的な役割(展示)を果たし、どれだけ活用されているか(入館者数、貸出冊数等)を評価する項目である。</p> <p>「入館者数」については、昨年度の実績を上回り、目標値を達成することができた。様々な取り組みを行い、利用者に新しいサービスを提供することで、新規、リピーター共に獲得することができた。</p> <p>「貸出冊数」及び「貸出者数」については、過去最高値を記録した昨年度を上回り、目標値を達成することができた。ニーズに合った選書を行い、リクエストにもできるだけ応えることで、利用者が読みたい本を揃え、多くのリピーターを確保できている。</p> <p>「新規登録者数」については、目標値を達成できなかったが、昨年度の実績は上回った。新規利用者獲得に向けて様々な取り組みを行っているので、次年度の成果を期待したい。</p> <p>「展示」については、タイムリーな展示を心掛け、目標値を大きく超える回数を行うことができた。また、本館と移動図書館で連携展示を行い、互いの蔵書の有効活用もできた。これらの取り組みの効果もあり、入館者、利用者の増加に繋がった。</p>				
運営方針①(子どもの成長支援)					
子どもサービス参加人数(館外含む)	7,000	人/年	≒20人×343日	9,715	S
読書のアニメーション及びブック・トーク	30	回/年	事業計画書+館外実施回数	43	S
ブックスタートの配布率	80	%/年	過去の実績に基づく	78	B
ヤングアダルト向け広報誌の作成数	4	回/年	3カ月に1回	4	A
所見	<p>この項目は、図書館が運営方針「子どもたちが豊かに生きるための力を身につけ健全な成長をする支援」を行えているかを評価する項目である。</p> <p>「子どもサービスの参加人数」については、目標値を大きく上回り達成することができた。多くのボランティアの方々の支えもあり、ほぼ毎日2回のおはなし会を実施しているほか、徳島市立図書館の特色のひとつである「読書のアニメーション」を館内外で精力的に行い、多くの子どもたちに絵本の楽しさ、素晴らしさを伝え、後の読書活動へ繋ぐきっかけを提供することができた。</p> <p>「ブックスタート(アニメーションSP含む)」については、事業計画を上回り、目標値も上回る顕著な実績を残すことができた。</p> <p>「ブックスタートの配布率」については、昨年度同様目標値を下回り、残念な結果となった。子どもが最初に本と出会う重要な事業であることをふまえ、配布率の向上を目指して取り組んで欲しい。</p> <p>「ヤングアダルト向け広報誌の作成数」については、事業計画書に沿って発行し、着実に目標値を達成することができた。読書から遠のくことが多い中高生に向けての重要な情報発信源であり、今後より一層、内容の充実を図ってもらいたい。</p>				
運営方針②(地域の成長支援)					
ボランティアスタッフの増	5	人/年	ヤングアダルト、対面朗読、ブックスタート	42	S
外部団体との連携事業	60	件/年	≒5件×12カ月	86	S
高齢者施設との連携事業	3	件/年	過去の実績に基づく	3	A
データベースの利用	90	件/年	「官報」・「聞蔵Ⅱ」・「JdreamⅢ」・「ジャパンナレッジ」・「日経テレコン」・「MieNa」の件数	124	S
所見	<p>この項目は、図書館が運営方針「地域力の向上に寄与し、地域とともに成長する図書館」を果たしているかを評価する項目である。</p> <p>「ボランティアスタッフの増」については、ヤングアダルトボランティアの登録がまとまっており、目標値を大きく上回り達成することができた。多くの中高生にボランティアに参加してもらうことで、活動も活発になり、若者の読書活動支援を通じて、地域の成長支援に繋がった。</p> <p>「外部団体との連携事業」については、昨年度と同様に目標値を大きく上回ることができた。外部団体との連携による相乗効果で、より高度で専門的な知識を市民に提供することができ、地域力の向上に繋がった。</p> <p>「高齢者施設との連携事業」については、事業計画書に沿って事業を行い、目標値を達成できた。今後、新規開拓を目指してもらいたい。</p> <p>「データベースの利用」については、目標値を大きく超えて達成することができた。今後は、より一層のアピールを行い、利用者を増やしてもらいたい。</p>				

運営方針③(市民の学習支援)				
レファレンス件数	1,200	件/年	=100件×12カ月	822 B
テーマ別書架の設置・更新数	10	件/年		13 S
パスファインダー等の作成数	11	件/年	事業計画書に基づく	19 S
電子図書館の閲覧回数	3,600	回/年	=300回以上×12カ月	4,281 S
社会人席の利用者数	10,000	人/年	過去の実績に基づく	12,025 S
所見	<p>この項目は、図書館が運営方針「市民の学ぶ意欲に応え市民が学習や調査研究等をするための支援」を果たすことができているか評価する項目である。</p> <p>「レファレンス件数」については、残念ながら目標値に届かなかった。レファレンスは図書館の重要な基幹業務であり、市民の調べ物に対する的確に答えるという役割を果たさなければならない。件数の増加は、図書館への信頼度の増加でもあるので、支援体制の強化と聞きやすい雰囲気作りに努めてもらいたい。</p> <p>「テーマ別書架の設置・更新数」については、目標値を上回ることができた。「地域資料コーナー」の拡大や、子ども室に雑誌コーナーを設置するなど、特色ある取り組みが見られた。</p> <p>「パスファインダー等の作成数」については、事業計画書の水準を上回る実績を残せた。平成31年度も、新規パスファインダーや様々なブックリストの発行し、市民の調べ学習支援に資することができた。</p> <p>「電子図書館の閲覧回数」については、目標を大きく上回り達成できた。電子図書館の周知が徐々に進んできている。今後も、コンテンツの充実を図るなど、通常の本とはまた違う良さを持つ電子図書館の普及に取り組んでもらいたい。</p> <p>「社会人席の利用者数」については、昨年度実績及び目標値を大きく上回った。今後は、件数だけではなく、コーナーの主旨に沿った利用がなされるよう、環境や運用の改善を行ってほしい。</p>			
利用促進				
一般向けイベント	50	件/年	=4件×12カ月	72 S
在宅送本	100	件/年	=8件×12カ月	64 B
いずみ号を使ったイベント開催数	2	件/年		3 S
広報活動①(メディア掲載数等)	24	件/年	毎月2件以上を目標とする	34 S
広報活動②(ホームページ掲載数・チラシ作成数)	120	件/年	定例的なものを除く	237 S
自動貸出機の利用率	30	%/年		35 S
所見	<p>この項目は、上記運営方針とともに重視する「新しい利用者の拡大」のため、図書館が市民に身近なものとなり生活に浸透していくことを目指して、利用促進にどれだけ取り組んでいるかについて評価する項目である。</p> <p>「一般向けイベント」については、目標値を大幅に超えて達成することができた。読書会や朗読会、上映会など内容は多岐にわたり、時には専門的、時には分かりやすいテーマで様々な人に向けたイベントを実施することにより、利用促進に貢献できた。</p> <p>「在宅送本」については、昨年度に引き続き目標値を達成することができなかった。サービスの周知や受け入れ態勢について再度検証が必要である。</p> <p>「いずみ号を使ったイベント開催数」については、事業計画書の水準を上回り、目標値を超えて達成することができた。通常の巡回とは別に、学校等へ出向き、移動図書館のアピールを通じて徳島市立図書館全体の利用促進に繋がった。</p> <p>「広報活動①」については、昨年度に引き続き目標値を上回ることができた。館長等がテレビやラジオ番組に出演し、短い時間の中でも着実に図書館をアピールできた。</p> <p>「広報活動②」については、見やすくデザイン力があるチラシの作成に努め、目標値の倍近くの実績を残すことができた。</p> <p>「自動貸出機の利用率」については、目標値を大きく超えて達成することができた。利用しやすい環境作りに努めたことで、利用率の増加に繋がった。</p>			
2 仕様書等に定める管理運営水準の達成状況				
管理運営水準(適正な管理運営、事業計画の達成・サービスの水準、収支等)				
所見	モニタリング(事業報告、連絡調整会議、実地調査等)を通じて、概ね問題はなかったが、管理運営体制(司書の配置)について、改善を要する点があった。			A
総合点数(100点満点)		85点	総合評価(S~C)	S

【評価基準(1目標の達成度)】

- S: 優れた事業や取組が見られ、目標値を大きく上回る顕著な成果があった。
- A: 事業計画のとおり事業を実施し、目標値を達成することができた。
- B: 事業計画のとおり実施したが、目標値を達成することができなかった。
- C: 事業計画のとおり実施できず又は実施したが工夫が見られず、目標値を達成できなかった。

【評価基準(2仕様書等に定める管理運営水準の達成状況)】

- S: 仕様書等に定める管理運営水準を達成できており、問題は見当たらなかった。
- A: 仕様書等に定める管理運営水準について、改善を要する軽微な事項があった。
- B: 仕様書等に定める管理運営水準について、改善を要する軽微な事項が多数あった。
- C: 仕様書等に定める管理運営水準について、重大な瑕疵があった。(または業務改善に関する通知書を受けた。)

【総合評価】

- S(80点以上): 管理運営状況は著しく良好である。今後も継続して同様の取組を推進すること。
- A(70点以上): 管理運営状況は概ね良好である。更なる発展のための取組を行うことが望ましい。
- B(60点以上): 管理運営状況は水準並みと認められるが不十分な面もある。事業の総括等が必要である。
- C(60点未満): 管理運営状況に問題が見られる。問題点を早急に整理し、事業の見直し等を行うこと。